

第8章

中野区障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

1 計画策定の背景・目的

国は平成26年1月、障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」といいます。)を批准し、障害者の基本的人権や自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進することを目的に、障害者の権利を実現するための措置について取り組みを進めています。

障害者権利条約の批准から遡り、平成23年には障害者基本法が改正され、全ての国民が障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が盛り込まれ、障害の概念も、心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されるものであるという「社会モデル(人権モデル)」の考え方に転換しました。

障害福祉施策における近年の動向としては、次のようなことが挙げられます。令和4年5月に、障害のある人があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が制定され、情報の取得における国、地方公共団体の責務等が示されました。

また、同年6月には、電話リレーサービスの提供により聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与するための聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律も制定・施行されました。

更に、令和6年4月に施行予定の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)の改正法においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずるものとして、新たなサービス実施や類型の構築を図っています。

以上のような制度改正が進められる一方で、新型コロナウイルス感染症のまん延により、障害者の社会活動やアウトリーチなどによる訪問も縮小せざるを得ない状況が約3年に渡って続き、入所施設等からの地域移行、就労移行などの減少、経済活動の停滞に伴う工賃額の低下などが生じました。令和5年5月に行動制限が撤廃されたことを受け、また新たに社会情勢に合わせた障害福祉のあり方を模索し、障害者の意思決定や地域共生社会の実現のために障害福祉施策を推進する必要があります。

障害児支援に係るこの3年間の国の動向としては、令和3年6月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、医療的ケア児及びその家族への支援についての国や地方公共団体の責務が明確化されることとなりました。

また、子どもの安全や虐待防止の観点からの制度改正も行われ、令和4年12月に障害児通所支援事業所を含む国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正され、事業所における安全計画の策定や送迎車両を運行する場合の子どもの所在確認に関する規定が追加されました。また、令和4年12月に民法が改正され、児童虐待防止の観点から親権者の子どもへの懲戒権が削除されたことに伴い、同基準においても懲戒権に関する条項が削除されました。

これらのほか、子ども施策全般に関わることとして令和4年6月にこども基本法が制定され、全ての子どもについて、個人の尊重、適切な養育、福祉に係る権利が保障されること、年齢及び発達に応じて社会的活動への参画の機会や意見の尊重などが考慮されることなどが基本理念として定められました。

さらに令和5年4月に、こども家庭庁が設置され、従来、厚生労働省の所管であった障害児支援に係る事務の大部分が、同庁に移管されることとなりました。

これらの障害児・者施策を踏まえ、中野区において取り組む課題について目標を定め、計画的に施策の推進を図るため、本計画を策定します。

2 計画の目標

(1) 全ての人と共に暮らす共生社会の実現

障害の有無に左右されることなく、適切な支援があれば地域のなかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができる事を区民が理解し、障害のある人となない人が、学校、職場、地域の中でともに暮らし、支え合う共生社会の実現を目指します。

(2) 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別や重さに拘わらず、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに、適切な支援を提供することにより、障害者が能動的に仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

(1) 中野区障害者計画

障害者基本法第 11 条に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、障害者施策の最も基本的な計画として位置づけ、策定します。

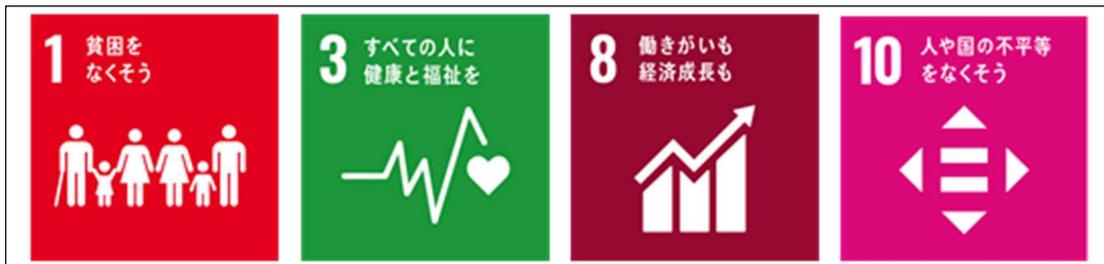
(2) 第 7 期障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定障害福祉サービスや指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を策定します。

(3) 第 3 期障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を策定します。

SDGs ゴールとの関係



4 施策体系

基本施策	施策	主な取組
障害者の権利擁護	施策1 障害を理由とする差別の解消の推進	相談体制の強化 合理的配慮の提供の推進 障害者差別解消に係る取組の評価・改善 理解促進及び啓発活動への取組
	施策2 障害者虐待防止の取組	障害者虐待防止相談体制の強化 障害者虐待防止への理解促進のための啓発事業の推進 施設従事者等の専門性と質の確保
	施策3 成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用支援等の推進 成年後見人の利用促進
地域生活の継続の支援	施策1 障害特性等に配慮したきめ細かい支援	重度障害者支援の充実 多様化するニーズへの対応
	施策2 相談支援体制の充実・強化	地域の相談支援体制の強化 専門相談の推進
	施策3 福祉人材の確保・育成	福祉人材の確保 福祉人材の育成
	施策4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	当事者本位の総合的かつ横断的な支援の推進 地域ケアの推進
入所施設等から地域生活への移行促進と定着支援	施策1 施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組	支援体制の強化 地域資源の整備
	施策2 精神障害者の地域移行を支える体制整備	精神科入院患者の地域移行の推進 地域生活を支える体制整備の拡充 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組
	施策3 障害者の地域生活支援拠点	身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備 地域生活の継続、定着支援のための支援体制の強化
障害者の就労の支援	施策1 就労機会の拡大	就労に向けた専門的支援の拡充 雇用の確保
	施策2 一般就労への支援と定着の取組強化	特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化 体験実習を通じた就労支援の充実 就労定着に向けた関係機関の連携強化 障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援
	施策3 就労継続支援事業所における工賃の向上	安定した受注の確保 自主生産品の充実に向けた支援 就労継続支援事業所が担う役割の拡充
障害児支援の提供体制の整備	施策1 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進	中野区版児童発達支援センター機能の充実 ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族への支援
	施策2 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等	障害児通所支援事業所の確保と質の向上 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保 障害児相談支援体制の充実
	施策3 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備	医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置 医療的ケア児及びその保護者等からの相談体制の整備

I 中野区障害者計画

1 中野区障害者計画の概要

(1) 計画の基本理念

本計画は、共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去し、中野区における障害者福祉施策を推進するため、基本的な方向性を定めます。「健康福祉都市なかの」の4つの理念のもとに策定し、障害者の権利擁護、地域生活の継続の支援、入所施設等からの地域移行促進と定着支援、障害者の就労支援を推進します。

(2) 計画の基本目標

障害のある人が安心して地域で暮らすためには、障害の種別やその重さに左右されることなく、それぞれの特性に応じた多様なニーズに対応できるサービスが提供されるとともに、その情報を得られる環境が必要です。

区は、障害福祉に関するニーズを把握し、的確にサービス基盤を充実するとともに、相談支援体制を充実します。また、障害のある人が、自立して生活できるよう一般就労に向けた支援を行います。更に、障害のある人それぞれが希望する暮らしを実現するために必要な情報へのアクセシビリティや意思疎通等への支援を行います。

更に、障害や発達に課題のある子どもやその家族への、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制を整備していきます。



イエローリボンは、障害のある人々のその人らしい自立と社会参加を目指すシンボルです。

2 障害者施策の課題と主な取組

【課題1】障害者の権利擁護

(1) 現状と課題

① 障害者差別解消の取組

平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、国及び地方公共団体は、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と、障害のある人への合理的配慮の提供が義務になりました。民間事業者においても、令和6年4月から義務になりました。

区においては、障害者の差別解消及び合理的配慮の提供について、相談体制の確保、事例収集及び共有、障害者差別解消審議会における相談事例の審議及び提案等、障害者差別解消支援地域協議会による理解啓発活動、民間事業者等との意見交換会、中野区障害者自立支援協議会に設置した障害者差別解消部会における情報交換等を行ってきました。

しかし、令和4年度（2022年度）健康福祉に関する意識調査では、「障害者差別解消法の認知度」の設問に対し、名前を知っている人が23.6%、名前と併せて内容も知っている人は6.8%でした。令和2年度の22.1%、7.9%と、概ね横ばいとなっており、区内における認知度は、依然として低い状況にあります。

障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止について、区民の関心と理解を一層深めるとともに、必要かつ合理的な配慮の提供について、具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応するなど、障害者差別の解消に向けて、障害の理解、民間事業者への働きかけといった啓発活動に一層取り組む必要があります。

② 障害者に対する虐待防止の推進

虐待防止センター業務を担う障害福祉課を障害のある人に対する虐待防止や養護者への支援の中核とし、地域の相談支援拠点であるすこやか障害者相談支援事業所を虐待に係る相談や通報・届出機関とする相談体制を構築し、連携を図ってきました。

障害者虐待対応において、通報・届出件数は、年々増加しており、特に令和3年度と令和4年度の通報数が目立っています。以前より障害者虐待の知識を持つ方が増え、養護者、施設従事者等による障害者虐待の通報は特に増加しました。調査の結果、虐待の認定には至らないまでも支援を必要とする状況の把握や、不適切な支援を指摘するような案件もあります。障害者に対する虐待防止を推進して行くために関係機関等が虐待防止に関する高い意識を持ち、連携しながら早期発見や障害者の支援にあたるのが重要です。施設従業者等には、きちんと虐待への理解を深め予防するため、研修の実施や施設の虐待防止体制を確認する必要があります。

③ 成年後見制度の利用促進

中野区において、成年後見人の申立てや相談は中野区社会福祉協議会内に設置された成年後見支援センターにおいて行っています。

障害者本人の権利や自己決定を最大限に尊重できるように、補助、保佐、または後見のいずれかの支援を得ながら、地域生活を継続できる環境を構築していきます。

知的障害者の場合、障害者本人と親の高齢化問題が顕著になるなかで、申立てを行う親族が不在の場合も多く、区長申し立てによる後見制度の利用が増えています。また、精神障害者においても措置入院や医療保護入院などの困難事例が多く、区長申し立ての必要性が今後も増えていくものと考えられます。

財産の管理や日常生活への支援があることで地域生活を継続できるようになる障害のある人を社会全体で支えあうことが、共生社会の実現のために必要です。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていません。財産管理や意思決定が困難な人が成年後見制度を活用し、安心した地域生活を送ることができるよう支援する必要があります。

(2) 実現すべき状態

障害は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会の様々な障壁と相對することによって生じるものであるという「社会モデル（人権モデル）」を基幹として、障害のある人が自身の意思で決定し、活動や社会参加の制約を受けることなく、地域生活や社会生活を継続し、適切な支援を受けながらその人らしく生きられる社会が構築され、多岐に渡る施策が行われています。

差別解消や虐待防止のための障害への理解を促進する啓発活動への取組が行われるとともに、施設従事者は研修や事業者間の連携の機会を持ち、専門性及び質が担保された支援が行われています。

(3) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	令和4年度 (2022年度) 現状値	令和8年度 (2026年度) 目標値	令和10年度 (2028年度) 目標値
障害のある人に対する理解が「ある程度進んでいる」、「十分に進んでいる」と回答した人の割合	社会モデル(人権モデル)に基づく共生社会を実現するために、「障害のある人」の理解の向上を図る必要があるため	31.9%	38.5%	40.5%
障害者差別解消法の「名前は知っている」「内容も知っている」と回答した人の割合	障害者差別解消の取組の成果を示すため	30.4%	35%	40%

<施策1> 障害を理由とする差別の解消の推進

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
合理的配慮の提供の推進	意思疎通支援として新たに令和4年3月から代筆・代読支援者派遣を、令和5年度から失語症者向け意思疎通支援者の団体派遣及びサロンを開始した。また、移動・身体介護等を行うため、令和5年度から重度訪問介護利用者の大学等修学支援及び重度障害者等就労支援特別事業を開始した。
障害者差別解消に係る区の実施の評価・改善	区内で合理的配慮に欠ける、またはその疑いのある事例を収集し、中野区障害者差別解消審議会において検討を行い、対応への助言・指導、情報の共有を行った。
障害者差別解消の理解啓発	区民を対象とした講演会の開催、区職員への研修の実施、ヘルプマークの横断幕やのぼりの設置、ホームページなどにより理解促進を図った。

■主な取組

① 相談体制の強化

当事者からの障害者差別に係る相談は、最初は当該事項の担当所管が受け、解決に至らない場合は障害福祉課が受ける流れで、解決に向けての取組を行っています。解決が困難なために関係所管が集まり、障害者差別解消検証会議を開催したうえで、是正措置等の通知を行います。今後も、解決困難な事例が発生しないように、差別を解消する取組を推進します。

そして、当事者が相談しやすい環境を確保するために、区は各所管に、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供に係る情報共有、当事者に対する区における相談体制の周知等を行います。

② 合理的配慮の提供の推進

障害者への差別を解消するためには、障害への理解を進めるとともに、当事者への合理的配慮の提供が必須です。

適切に合理的配慮が提供できるように、区においては、定期的な調査を行い、収集した事例を区職員に周知することで情報の共有を図っています。

障害者差別解消審議会においては、区が収集した合理的配慮の提供等に係る相談事例や区が行った対応について報告を受け、その対応が適切であったかを審議します。不当な差別的取り扱いが認められた場合においては、改善した取組みについて意見や提案を行っています。

事例の共有や改善の提案を通じ、障害のある人が適切に合理的配慮がなされた環境で行政サービスを利用できるようにするため、区各所管において必要な対応を講じるように継続して情報を発信していきます。

③ 障害者差別解消に係る区の実施の評価・改善

中野区障害者差別解消審議会等において、区における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針や啓発活動等の取組が適正かどうか審議

を行い、改善すべき事項について意見及び提案を受け、障害者差別解消の取組を進めます。

④ 理解促進及び啓発活動への取組

障害を理由とする差別の解消を目的として、毎年度、区民に向けた講演会、小中学校及び行政窓口等へのリーフレット等の配布を行い、障害のある人について知り、理解する機会を設けてきています。また、ヘルプマーク、ヘルプカードの必要な方への配布、区民向けの周知等を行ってきました。

障害者差別解消支援地域協議会においては、小中学校への出前講座、民間事業者との意見交換等を継続して行っています。

今後も、区民の目にふれ、知るきっかけをもっていただけるように、様々な方法で啓発を行うこと、直接の対話により理解を更に深められる機会として出前講座や意見交換会等の継続した開催が必要と考え、継続して実施していきます。また、障害特性が様々であるように、必要とする支援は一人ひとり異なることを踏まえ、幅広いテーマで実施します。

ヘルプマーク



<施策2> 障害者虐待防止の取組

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
障害者虐待防止の強化	虐待対応連絡会を開催し、関係機関の連携強化に努めるとともに、障害福祉サービス従事者に対する虐待防止啓発事業を実施した。
緊急一時保護先の確保	身体・知的障害と精神障害それぞれ、緊急時用の居室を確保し、いつでも受け入れられるように体制を維持した。
障害者虐待防止についての理解促進	区民向けの虐待防止セミナーの開催やリーフレットの配布を行い、理解促進を図った。また、マニュアルを改訂し、最新の取り組みや考え方の周知を図った。

■主な取組

① 障害者虐待防止相談体制の強化

区は、障害福祉課に障害者虐待防止センターを置き、通報への対応、虐待防止に係る啓発事業を実施しています。

区の障害者虐待防止センターへの通報・届出のほかに専用電話による24時間受付体制の確保、地域の相談や通報・届出機関としてすこやか障害者相談支援事業所を位置づけ、相談体制を構築しています。

事例によっては弁護士等による事例検討会や専門的支援により、客観的な判断や権利をどのように守るかについて助言を受ける機会や、カウンセラーによるカウンセリングを受ける機会を設けています。

ハードの面では、一時的に保護するための居室は、身体・知的障害者、精神障害者それぞれに確保しています。

虐待を発生させないための対策が第一ですが、虐待の通報・届出があった時に、被虐待者にすぐコンタクトでき、支援につなげられる体制の確保及び維持は必須であり、また、早期対応、早期介入ができるよう、障害者虐待防止センターの機能について、誰もが知っているセンターとして認識してもらえるように更に周知していきます。

また、虐待者が養護者である家族だった場合、養護者等へ相談や指導及び助言等も行います。介護負担を軽減するために専門機関からの助言・支援を受けながら、日常生活への支援を行っており、関係機関との連携をさらに強化していきます。

② 障害者虐待防止への理解促進のための啓発事業の推進

虐待防止セミナーの開催、リーフレットの配布等により、啓発活動を継続して行います。また、適宜、虐待防止マニュアルを改訂し、最新の取組や考え方の周知を図っていきます。障害者の虐待を防止するためには、障害者差別の解消と同様に、地域における多様な障害への理解促進が求められており、効果的な啓発のための取組を検討し、実施していきます。

③ 施設従事者等の専門性と質の確保

施設従業者等による虐待は全国的に増加傾向にあり、死亡事故や重大事案が発

生しています。このことを憂慮し、区としても虐待防止対策を推進していきます。

特に通報件数の多い施設入所支援、共同生活援助、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所などについては、専門性とサービスの質を確保するために人材育成研修の実施、研修への参加促進及び、虐待防止体制のチェックなどを行います。

<施策3> 成年後見制度の利用促進

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
成年後見制度の啓発と利用促進	成年後見支援センターで区民向け啓発事業を行ったほか、弁護士等専門職、成年後見支援センター及び関係部署と成年後見制度利用促進の様々な課題について、検討を行った。
成年後見制度に係る体制の整備	成年後見支援センターにおいて、引き続き市民後見人の養成講座を実施した。

■主な取組

① 成年後見制度の利用支援等の推進

区においては、成年後見制度の利用促進において、本人の尊厳と意思決定を尊重した意思決定の支援、制度運用、権利擁護に取り組むネットワークの構築、制度の正しい理解を促進していきます。

障害者本人の権利や自己決定を最大限に尊重できるように、成年後見制度においては本人の状況に合わせ、補助、保佐、後見のいずれかの区分に分かれること、どこでどのような手続きを行う必要があるのか等を知ることができるように、情報提供を行っていきます。

② 成年後見人の利用促進

成年後見制度を利用するためには、申し立てする際の手数料等や鑑定費用、成年後見人等への報酬負担が発生します。成年後見制度の利用を必要としている障害のある人が、躊躇なく制度の利用につながるよう、助成制度等の周知を一層進めていきます。

【課題2】 地域生活の継続の支援

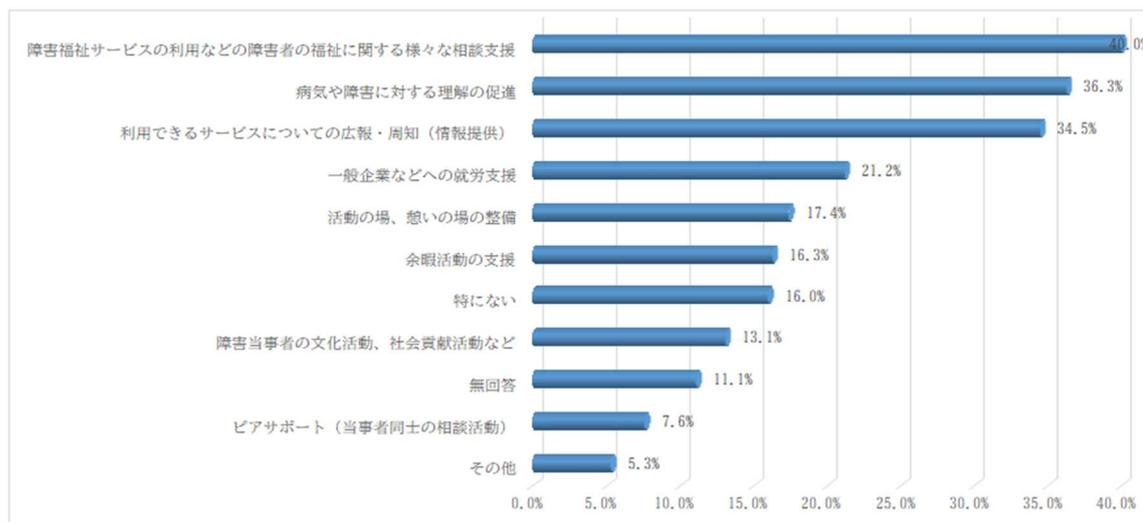
(1) 現状と課題

地域生活を継続するために、一人ひとりのニーズに応じて障害福祉サービス等を利用できることが必要ですが、その中でも、親亡き後も地域での暮らしを続けるために、共同生活援助における体験利用の機会をもち家族との暮らしからの移行に備えること、緊急時に、短期入所において受入れ態勢を確保する対応力の向上が課題になっています。また、医療的ケアが必要な人は、医療的ケアに対応できるサービスが限られており、短期入所の整備は特に必要とされています。さらに、サービスの利用中だけでなく、送迎中にも医療的ケアに対応が必要な場合もあり、看護職員等の確保が課題になっています。

また、高次脳機能障害、発達障害等、個々の障害の特性に対応したサービスの拡充、強度行動障害を出現させないための環境調整が必要です。

地域生活支援事業においては、移動支援の利用者数、利用時間ともに増加傾向にあり、サービス量の確保が課題になっています。重度障害者が大学等で修学するときに、学校等が必要な支援体制を構築するまでの間、必要な身体介護等を提供する「重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業」、重度障害者が就労する場合に職場等における身体介護や通勤介助を行う「重度障害者等就労支援特別事業」を令和5年度から開始しました。障害の種別、介助の状況等に左右されることなく、学ぶ機会や就労を保障するための支援を拡充しました。意思疎通支援においては、手話講習会の開催、社会活動促進のため、手話通訳者・要約筆記者、代筆・代読支援者の派遣、失語症者への意思疎通支援者派遣等を継続する必要があります。障害者の意思疎通支援の更なる充実を図るとともに情報アクセシビリティを向上させるために障害者の情報の取得利用等に関し、環境や施策の整備が課題となっています。

充実してほしい施策



出典：令和4年度（2022年度）障害福祉サービス意向調査

(2) 実現すべき状態

地域生活を継続するための資源として障害福祉サービスのサービス量が確保され、それぞれに必要なサービスが提供されています。

障害の状況、ともに生活する家族等の状況、年代等、様々な背景が考慮され、その

人らしい地域生活を継続するために、これらの状況を把握したうえで、計画的にサービスが整備されています。

障害福祉サービス等を利用するために相談支援体制が確保され、適切に相談支援が行えるよう、専門性を強化・充実させるための研修の機会や関係機関との連携等の仕組みが構築されています。

サービスを提供する福祉人材を確保する取組がなされ、育成する仕組みが構築されています。

障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続しています。

(3) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	令和4年度 (2022年度) 現状値	令和8年度 (2026年度) 目標値	令和10年度 (2028年度) 目標値
障害福祉サービスを利用していない理由として、「サービスを知らない」、「利用方法が分からない」と回答した人の割合	地域生活を継続するための相談支援、サービス提供体制や社会基盤が整っていることを示すため	30.7%	12.0%	10.0%
外出する時に特に困ることはないと考えた障害のある人の割合	外出を困難と考えない障害のある人の割合が多いほど外出や社会参加の基盤が整っていることを示すため	57.7%	67.0%	70.0%

<施策1> 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
相談支援における自己決定の尊重と意思決定の支援	相談支援専門員及び障害福祉サービス従事者を対象として障害者支援に係る研修を実施した。
相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援を強化するために事例検討会を含む研修の充実を図った。 ・相談支援専門員のネットワーク作りのため、定期交流会の機会を設けた。
障害福祉サービス等の質の向上	区で開催する研修の他、各種研修の開催情報を提供した。都の指導監査と連携し、事業所への指導を行った。
障害特性に応じた多様な意思疎通の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会を実施した。 ・通院や社会活動への参加のため手話通訳者、代筆・代読支援者を派遣した。 ・失語症者向け意思疎通支援者の団体派遣及び交流のためのサロンを令和5年度から開始した。

■主な取組

① 重度障害者支援の充実

重症心身障害児（者）や、医療的ケアが必要な人が社会活動に参加できる場所として生活介護を実施しています。

医療的ケアが必要な人は増加しており、家庭における介護負担も大きいことから、新たな整備や拡充は急務です。生活介護事業所において、東京都重症心身障害児（者）通所事業の指定を受け、医療職を含む専門職員確保、活動場所の環境を整備してサービス提供の確保に努めていますが、今後も更なる受入れ枠の拡充を図る必要があります。引き続き整備に係る検討を行っていきます。

在宅生活においても、重症心身障害児者が利用できる短期入所について、既存の事業所との調整及び新たな事業所の整備・拡充を行います。

② 多様化するニーズへの対応

障害のある人の障害の状況や年齢だけでなく、その人を取り巻く家族等への支援も地域生活を継続するために欠かせません。障害者の介護者である親の就労の継続、または介護負担を軽減するため、日中活動系サービス利用終了後の夕方から夜にかけて、障害のある人の支援環境の確保が必要であり、これまでも継続して検討を行ってきました。障害の状況、年齢、生活の背景等、それぞれに合わせた多様な支援を提供するために、専門性を担保し、安全かつ継続的に夕方の居場所を確保できるよう、実現に向けた検討を行っていきます。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、等しく情報を取得する環境を整備し、情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行えるように、支援を検討していきます。

<施策2> 相談支援体制の充実・強化

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
高齢障害者への支援	すこやか障害者相談支援事業所等の相談機関と連携し、介護保険へ移行する人への制度移行の案内等の支援を行った。
医療的ケアが必要な人への支援	生活介護では、中野区障害者福祉会館において令和4年度に施設改修工事、令和5年度から東京都重症心身障害児（者）通所事業を開始した。
夕方支援のニーズへの対応	生活介護事業所において当該施設を利用している人を対象として、夕方からの一時的な支援を行っている。
難病患者への障害福祉サービスの周知	区ホームページや障害福祉のしおりにおいて対象疾病一覧を公開し、利用できるサービスを周知した。
福祉人材の確保・育成	通所施設従事者等を対象に「障害福祉サービス従事者人材育成研修」を実施している。令和5年度から委託化し、ニーズ調査を行い、現場の声を把握した上で研修のテーマを定めるなど、スキルアップにつながる研修となるようにした。

■主な取組

① 地域の相談支援体制の強化

すこやか障害者相談支援事業所においては、一般相談、計画相談、地域相談を担っています。この中で、地域相談においては、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、入所施設等や精神科病院への訪問が行えない期間が続いていました。入院患者の高齢化も進んでおり、地域移行を推進するために、支援体制の強化を図ります。

また、専門性の強化として、相談支援専門員に対し、ハンドブックの配布、定例的な連絡会及び研修会等を実施しています。身体障害、知的障害または精神障害のそれぞれの障害特性に応じた相談への対応、障害の多様化に応じた相談を行うために、専門性の強化や関係機関等との連携による情報やノウハウの共有等を更に進めて行くための体制を確保します。

② 専門相談の推進

基幹相談支援センター（障害福祉課）を中核として相談支援事業所との連携や専門性を強化するための人材育成などに取り組んでいます。研修は、委託による実施に切り替え、専門事業者が障害福祉サービス事業所へのニーズ調査を行った上で、その時々求められる研修内容を反映して実施します。

また、発達障害や高次脳機能障害といった専門別の相談については、利用者の動向を確認しながら実施回数の増減等の検討を行い、適切に専門相談を受けられるようにしていきます。

更に、専門相談だけでなく、障害特性に応じ適切な相談支援が受けられるように、基幹相談支援センターを中心として、連携の強化や人材育成等により支援体制の整備を図っていきます。

<施策3> 福祉人材の確保・育成

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
地域における需要に応じたサービス量の確保	共同生活援助は区有地活用による整備を進めた。新規開設相談を受け、指定に向けて助言、指導を行った。
日中活動系サービスの確保	毎年、特別支援学校に在籍児調査を行い、卒業後の進路の見込みを立て、新たな事業所の整備についてサービス種別や定員数、開設時期などの見込みを立てている。令和4年度に中野区障害者福祉会館において改修工事を行い、令和5年度から都の実施する東京都重症心身障害児（者）通所事業を開始した。
短期入所、日中一時支援事業所の整備	知的障害者生活寮及び在宅障害者（児）緊急一時保護事業は令和4年度末をもって終了し、法定サービスへ移行するための整備工事を行った。
緊急時の保護体制の確保	緊急時の受入れのための居室を確保し、介護者の入院等において障害者の保護を行った。精神障害者を対象とした地域生活支援拠点においても緊急時の受入れが可能なように居室を確保した。
第三者評価受審の推進	日中活動系サービス及び障害児通所支援を対象に補助を実施した。
事業者への指導・助言	東京都の実施する指導検査と連携を図り、事業所への指導等を行った。
障害者自立支援協議会の活性化	令和3年度に障害者自立支援協議会内で、全体会や各部会のあり方について検討を実施した。協議会において情報共有や区の障害者計画への意見の提出等を実施した。

■主な取組

① 福祉人材の確保

福祉人材の不足を解消するため、中野区社会福祉協議会が主催し、合同就職セミナーを開催するなどの取組を行っています。区においても安定したサービスの提供体制の確保、地域生活を継続するための支援を実施する支援者を確保するための取組を強化していきます。

支援職員が、処遇、育成計画などにより、働き続けたいと思える環境を作るために区としても積極的に取り組む必要があります。人材の確保は、介護分野における特定技能外国人の受入れの区内事業所への周知や、日本で生活をする外国籍の方に進路の選択肢として知ってもらう機会を設けるといった対応の検討もしていきます。

② 福祉人材の育成

障害者の重度化や高齢化、介護者の就労等、様々なニーズに対応できるように

障害福祉サービスが多様化するとともに、区内の障害福祉サービス事業者数も増加しています。そうした中で、サービスの質の確保を図るため、基幹相談支援センター業務として人材の育成を図るべく区内の通所施設従事者等を対象に「障害福祉サービス従事者人材育成研修」を実施しています。専門の業者に委託し、ニーズ調査を行い、現場の声を把握した上で研修のテーマを定めるなど、スキルアップにつながる研修となるようにしました。今後も、従事者の専門性の確保、障害者の重度化・高齢化や、障害福祉サービスの多様化に対応できるように、様々なニーズをすくい上げ、育成研修を継続し、専門性の確保に努めます。

また、中野区障害者自立支援協議会には、居宅系及び施設系の事業者連絡会を設置しており、事業者間の連携や情報交換、研修などを行っています。研修、情報共有の機会を確保しながら、支援の質を向上させるための機能として今後も継続していきます。

<施策4> 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築	重層的支援の構築に向けて関係所管で会議を行い、課題の共通認識づくり、検討を行った。

■主な取組

- ① 当事者本位の総合的かつ横断的な支援の推進
本人や家族への支援を充実させるため、関係機関との連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う必要があります。
ひとつの問題が解決してもそれで終わりではなく、継続的な伴走型支援が必要とされています。行政だけでなく、アウトリーチ型の支援を行っている様々な担い手がそれぞれの役割を適切に遂行するように、障害の特性に応じた支援にどのように取り組んでいくことができるのかについて、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ横断的な取組を推進します。
- ② 地域ケアの推進
居場所づくりや就労支援などの社会参加への支援、地域資源の開発や担い手の育成といった地域作りを進めていくため、重層的支援体制整備事業との整合性を図りながら体制整備を進めます。
また、支援においてこれまで以上に専門機関や関係者との連携が必要になってくることから、連携や地域課題の解決のための仕組みである地域ケア会議において積極的に障害者への支援について発言を行い、連携の強化を図ります。
地域における居場所づくりと併せ、重度障害者等が在宅生活を継続できるように在宅療養体制の充実について、制度の拡充を進めます。

【課題3】入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援

(1) 現状と課題

施設入所支援等からの地域移行者数は減少し、施設に入所する障害者数もほぼ横ばいの状況が続いています。

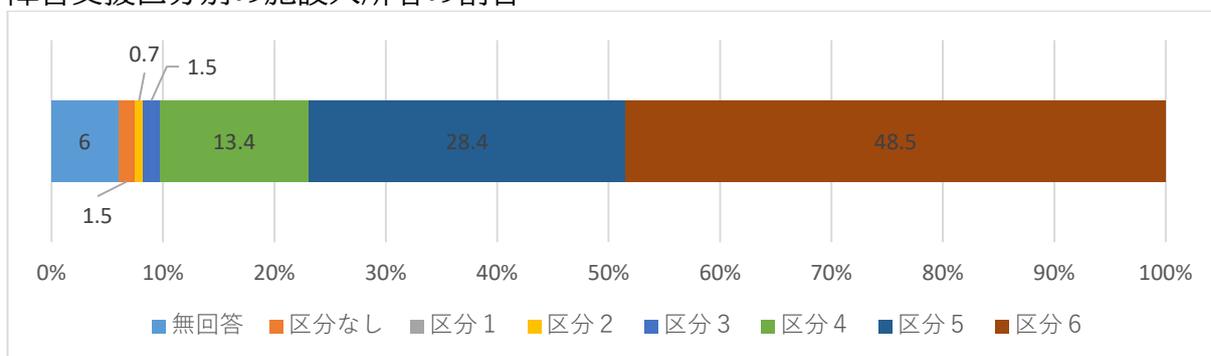
入所者等の高齢化、重度化、死亡による退所や介護保険サービスへの移行といった理由が大きく、高齢化し入所等の期間が長期化するほど、施設における生活が定着し、地域への移行が困難になっていきます。

住み慣れた地域において生活できるよう移行を促進するためには生活を支えるサービスの充実が求められており、特に共同生活援助における支援の拡充は重要です。

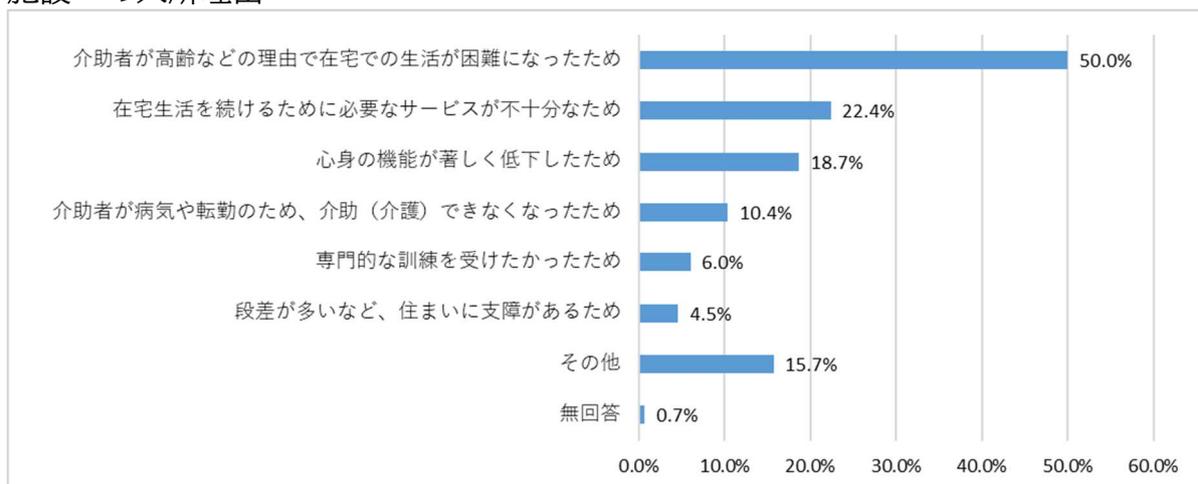
また、精神科入院患者の退院数も大幅に減少し、施設入所支援と同様に長期入院患者の地域移行、入院患者の高齢化により地域への移行におけるサービスの充実が必要とされています。

新型コロナウイルス感染症への対策のため、入所者や入院患者との対面による支援が困難だったこともありますが、これからはアウトリーチや関係機関との連携等を活性化し、地域移行を推進する必要があります。

障害支援区別の施設入所者の割合



施設への入所理由



出典：令和4年度（2023年度）障害福祉サービス意向調査

(2) 実現すべき状態

障害のある人が地域の一員として、自分らしい暮らしをすることができる地域社会となっています。

入所施設からの退所者及び精神科病院からの退院者は、地域生活を体験する機会を通して、自ら住みたいところを選び、各自のライフスタイルに合った暮らしをしています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るための社会資源が整備され、入所施設等からの地域移行が進んでいます。

居住、就労、相談、緊急一時保護など、多方面から地域生活を支えるサービスの提供体制が整備され、障害のある人や家族が安心して地域生活を送っています。

成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	令和4年度 (2022年度) 現状値	令和8年度 (2026年度) 目標値	令和10年度 (2028年度) 目標値
入所施設から地域移行した障害のある人の数（平成27年度以降の累積数）	障害のある人の地域移行に必要な環境が地域に整っていることを示すため	15人	27人	33人
精神科病院での長期（1年以上）入院を経て退院した人の数（平成27年度以降の累積数）	障害のある人の地域移行に必要な環境が地域に整っていることを示すため	76人	129人	145人

<施策1> 施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
入所施設からの地域移行の促進	入所者の高齢化、重度化及び、共同生活援助における重度障害者の受入れ体制の確保が困難なことから令和3年度から令和5年度までの間、地域移行は4人とどまった。
長期入院者の地域移行・地域生活を支える相談支援体制の充実	区内における地域移行支援を行う事業所が精神障害者地域生活支援センター1か所、地域定着支援は精神障害者地域生活支援センターに加えすこやか障害者相談支援事業所4か所も実施対象となっている。この他、生活保護受給者退院促進事業、措置入院患者の退院後支援などを行っている。
精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和元年に区内の精神保健に関する保健・医療・福祉関係機関に所属する委員から成る「中野区地域精神保健連絡協議会」を発足したが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による開催ができず、今後、協力体制の整備及び構築に向けた検討を進めることになる。
地域生活の体験機会の提供	精神障害者を対象とした地域生活支援拠点において、地域移行プレ事業として、地域移行コーディネーターを配置し、地域移行支援の利用の前段階の支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度までは病棟への訪問が制限され進捗が遅れた。

■主な取組

① 支援体制の強化

地域移行において候補にあげられる共同生活援助について、重度障害者の受入れが可能な事業所は、設備の充実、支援者の専門性の確保や医療職等の配置などが必要です。介助が必要な時間帯や日中の職員を厚めに配置する必要があり、民間事業者による自主的な運営では実施が難しいため、区が誘導し、整備を推進する必要があります。

江古田三丁目重度障害者グループホーム等の整備においては、重度障害者の支援のための補助を実施するものとし、令和9年度の開設を目指して整備を進めています。この他にも、重度障害者が利用できるようにするため施設・設備の整備、職員の体制強化が必要な場合において、区としての取組を検討していきます。

② 地域資源の整備

区において重度障害者グループホーム等の整備を推進しています。介護者が高齢になっても住み慣れた地域において生活を継続できるように、共同生活援助の整備は必須であり、江古田三丁目重度障害者グループホームだけでなく、適した区有地の確保ができるよう、その次の整備に向けた取組を行っていきます。

また、重度の障害のある人への支援を可能とするため日中サービス支援型共同生活援助等、ニーズの確認や、障害者地域生活移行・定着化支援事業の活用を検討し、地域移行を希望する人に対する支援を進めます。

<施策2> 精神障害者の地域移行を支える体制整備

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
グループホームの整備の促進	開設を希望する事業者に対し、相談、助言を行った。精神障害者を対象とした事業所においても滞在型の共同生活援助が増加している。

■主な取組

① 精神科入院患者の地域移行の推進

精神障害者を対象とした地域生活支援拠点において、地域移行プレ事業を開始し、地域移行コーディネーターを配置し、円滑な地域移行につなげるための前段階の支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症による行動制限が撤廃され、医療機関にアプローチし、退院意欲の喚起、アセスメント等を行い、積極的に指定障害福祉サービスの利用に結びつける支援に取り組めます。

中野区内に精神科の入院病棟がなく、アウトリーチにも時間を要する地域の特徴を踏まえ、地域移行への支援を推進するために必要な体制整備を行います。

② 地域生活を支える体制整備の拡充

区内の精神障害者を主たる対象とした共同生活援助は、その利用者の半数以上が他自治体が実施機関になっており、中野区が実施機関の障害者はその約半数が区外事業所を利用しています。退院後の受け皿として、住み慣れた地域に地域移行を果たし、生活を継続するためにも、区内における共同生活援助の整備を推進していきます。入院中の精神障害者の地域移行後生活基盤の整備として、共同生活援助以外の障害福祉サービスについても拡充していきます。

③ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組

区内の精神保健に関する保健・医療・福祉関係機関に所属する委員から成る「中野区地域精神保健連絡協議会」により各関係団体の協力体制の整備及び調整などの検討を行い、地域における生活を支援する基盤づくりを進めていきます。

協議の場の設置、住まいの確保支援に係る事業、ピアサポート、アウトリーチ、退院後の医療の継続支援、家族支援など、その人を取り巻く地域全体で支援体制を構築するものとして、今後、一層の推進を図っていきます。

<施策3> 障害者の地域生活支援拠点

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
地域生活支援拠点の整備	精神障害者を対象とした地域生活支援拠点においては、緊急時の受入れ体制を確保するための居室を整備した。知的障害者及び身体障害者を対象とした地域生活支援拠点は、区が施設整備する方針に変更し、令和5年度には施設の基本計画を策定した。

■主な取組

- ① 身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備
身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点は、重度障害者グループホーム等に併設して整備する予定であり、令和9年度に開設を見込んでいます。
知的障害者及び身体障害者を対象とした地域生活支援拠点は、介護者である家族の高齢化や疾患など、緊急時の対応も重要な要素と考え、適切に相談に応じられるようにコーディネーターを配置する予定としています。
精神障害者を対象とした地域生活支援拠点 ippuku と、それぞれが役割分担して、障害者相談支援事業所との連携を図りながら地域生活支援拠点が有機的に機能するために、中野区における地域生活支援拠点のあり方を再構築していきます。
- ② 地域生活の継続、定着支援のための支援体制の強化
既に実施している精神障害者を対象とした地域生活支援拠点においては、病院や区内障害福祉サービス事業所等に事業の周知を行い、連携に向けた基盤づくりを進めます。また、運営状況を中野区障害者自立支援協議会に報告し、機能充実のための検討の機会を確保します。
基幹相談支援センターや地域の相談支援機関を中心に、既存の施設や事業所等がそれぞれの役割をもって、効果的に支援が行える体制が確保できるように関係機関と定期的に調整を図り、入所施設等からの地域移行・地域定着を進めていきます。

【課題4】 障害者の就労の支援

(1) 現状と課題

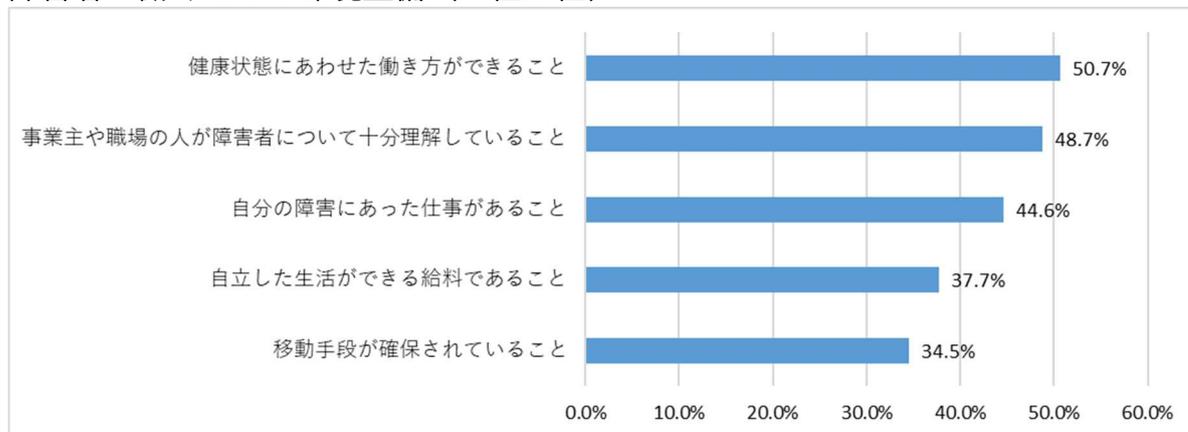
障害者の法定雇用率は、令和3年3月に2.3%に引き上げられ、令和6年4月及び令和8年7月に0.2%ずつ、段階的な引き上げを予定しています。

更に、週10時間以上20時間未満の就労も実雇用率に0.5人分算定できるようになり、障害者の心身の状況に合わせた就労の可能性が広がる可能性があり、雇用機会の創出といった就労支援センターにおける企業への働きかけがより必要とされるようになると考えられます。一方、区内の就労移行支援事業所においては利用者が減っており、就労に向けた支援は、これまで以上に多角的なアプローチが求められます。

就労継続支援B型事業所においては、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う、受注量の減少、イベントの中止による自主生産品を販売する機会の減少などにより一時平均工賃額は落ち込みました。令和4年度には回復してきていますが、障害の多様化、障害者の重度化や高齢化により、工賃の維持・向上が難しくなっている状況もあります。今後は、一層、障害者個々の適性に配慮した受注拡大に取り組む必要があります。

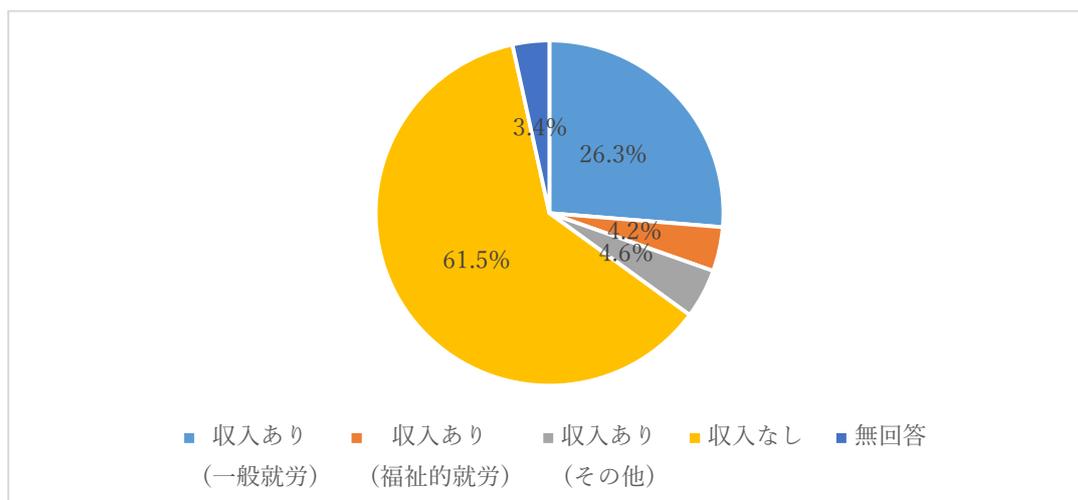
また国の障害者基本計画（第5次）において掲げられている、総合的な就労支援として、雇用前後の一貫した支援、雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用等を踏まえ、一層の障害者の就労支援を推進する必要があります。

障害者が働くための環境整備（上位5位）



出典：令和4年度（2022年度）障害福祉サービス意向調査

生産年齢（15歳以上65歳未満）における就労による収入の有無



出典：令和4年度（2022年度）障害福祉サービス意向調査

（2）実現すべき状態

職場における障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害のある人が当たり前に行ける地域社会の中で、一人ひとりが個々の状況に合わせて就労形態を選択し、いきいきと暮らしています。

生産性だけでなく、働きたいという気持ちが尊重され、就労継続支援事業所では利用者がやりがいを感じ、意欲を持って働いています。

こうした働き方を支えるため区内の企業等と連携を図り、さまざまな作業に取り組める環境になっています。

（3）成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	令和4年度 (2022年度) 現状値	令和8年度 (2026年度) 目標値	令和10年度 (2028年度) 目標値
年金・手当以外の一般就労による定期的な収入のある障害のある人（15歳以上65歳未満）の割合	障害のある人の経済的自立を直接示すため	44.4%	45.7%	46.4%
就労支援事業による一般就労者数	一般就労促進に向けた取組の成果を示すため	59人	71人	77人

<施策1> 就労機会の拡大

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
身近な地域での雇用の場の確保	地域開拓促進コーディネーターによる職場開拓を実施し、障害者雇用未実施の企業や、すでに障害者雇用を実施している企業に対し、雇用促進の働きかけを行った。
職場における障害への理解の促進	中野区障害者自立支援協議会やセミナー等を通じ、民間事業者に対し、職場における合理的配慮の提供や障害特性への理解について、伝える機会を設けた。

■主な取組

① 就労に向けた専門的支援の拡充

区内の就労移行支援事業所における利用者数の減少傾向が見られるなか、法定雇用率は上昇する予定となっており、障害のある人の就労を推進するためにはこれまで以上に専門性や丁寧な支援が必要です。就職前、就職後それぞれに、区の障害者就労支援センターを担う中野区障害者福祉事業団が適切に継続して支援できるように体制を確保していきます。

更に、休職中の人に対し、職場復帰に向けた一時的な支援を行うなど、ニーズに応じた幅広い支援を行えるように、専門性を確保する取組を推進していきます。

② 雇用の確保

障害者就労支援センターにおいて、職場実習の受入れ企業等の新規開拓を行ってきており、法定雇用率引き上げに向けて、企業等への働きかけを一層行っていきます。

企業等に対し、実習受入奨励金といった区の助成制度について周知する、障害特性を知る、職場の受入れ体制をつくるのため助言の機会を設けるなど、障害者雇用を推進するために働きかけていきます。

<施策2> 一般就労への支援と定着の取組の強化

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化	特別支援学校高等部から卒業後の福祉サービスや就労等への移行が円滑に進むように、就労支援センターから学校に訪問した。
体験実習を通じた就労支援の充実	実施期間や取り組み方を一人ひとりの目的に合わせて予定を組んで実施した。
就労定着に向けた関係機関の連携強化	障害者相談支援事業所、就労支援センター、企業等の必要な支援機関が集まり支援会議を行った。
障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援	就労支援ネットワークについて中野駅やスマイルなかのにおいて掲示をするなどの啓発活動を実施した。

■主な取組

① 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化

特別支援学校在学中から就労に対する早期支援を実施し、在學生や家族に対して、就職に向けた課題解決や意欲の喚起を行い、卒業後における進路の選択肢を広げる取組を進めます。

また、一般就労を希望する障害者就労支援事業所の利用者に対し、アセスメント等を行い、それぞれに合った就労を目指す支援を行います。

② 体験実習を通じた就労支援の充実

区役所における体験実習の機会においては、個々の段階に応じた体験ができるように、就労支援センターと相談をしながら、実施内容を拡充していきます。

企業等における実習の機会を確保できるように、就労支援センターを通じて働きかけを行っていきます。

③ 就労定着に向けた関係機関の連携強化

障害者総合支援法に基づく就労定着支援サービスの利用終了後も、なお就労定着への支援が必要な人に対して、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労支援センター、相談支援事業所とが一層の連携強化を行い、就労定着に取り組めます。

また、就職後の一定期間ごとの定着率を分析し、障害者が働き続けられる環境の確保など、障害者本人の定着のための支援に取り組めます。

④ 障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援

なかの障害者就労支援ネットワークを中心とした、障害のある人や家族に対する就労への意欲喚起や各事業所職員の支援力向上に向けた取組を支援します。

また、なかの障害者就労支援ネットワークが主催するセミナー等に民間企業や経済団体の参加を促し、地域ぐるみでの就労支援に取り組めます。

<施策3> 就労継続支援事業所における工賃の向上

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
民間企業からの安定的な受注確保に向けた支援	共同受注開拓員により企業等からの仕事の一括受注を行った。
区役所業務の発注促進	庁内各部署に対し、障害者優先調達推進法に基づく障害福祉サービス事業所等への発注促進について通知を行っている。公園清掃、施設清掃、クリーニング、発送文書の封入等を継続して発注している。
就労継続支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援	就労支援ネットワークが主体となって、ロビー販売会や掲示による啓発活動を行った。

■主な取組

① 安定した受注の確保

各事業所が安定的に仕事を受託し工賃向上を図るために、区は共同受注促進事業として中野区障害者福祉事業団に委託し、専任の受注開拓員が企業等への働きかけや調整を実施しています。また、障害者優先調達推進法に基づく公園清掃委託といった一括発注の窓口として事業所との調整を行っています。

利用者の高齢化、重度化が進んでおり、工賃の向上だけではなく、利用者一人ひとりが、働くことでの充足感を得ることで、より豊かな生活を送ることができるように、利用者の適性に配慮したうえで、受注開拓を継続して行っています。

特定の事業所が受注作業を一括して請け負い続けることになれば、その受注は当該事業所が受け持ち、共同受注開拓員は新たな開拓に取り組むなど、効率的な開拓のあり方も検討します。

また、「なかの障害者就労支援ネットワーク」により、協働して就労や受注の向上に係る取組として区役所における販売会やポスター掲示等による周知、情報共有などを行っており、これからも継続して行きます。

② 自主生産品の充実に向けた支援

高齢化、重度化が進み、これまで以上に分かりやすい工程の自主生産品の開発が求められています。

自主生産品の開発においては、区内の企業等や個人事業者の方など、新しいもの、伝統工芸といった古くからあるもの、技術的な協力、販路の確保等、様々な視点をもって実効性のある連携の機会を確保して行きます。

③ 就労継続支援事業所が担う役割の拡充

障害の重度化・高齢化により、就労継続支援事業所においても、工賃向上に加えて、その人らしい働き方ができる環境の確保が重要になっています。

一人ひとりの目的や求める働き方を見極め、支援できるように、障害者自立支援協議会を活用して事業所間の定期的な情報交換の場を確保するとともに、区として必要なサービスの整備、地域のなかでの役割分担ができる資源づくりを進めるため、検討を行います。

【課題5】 障害児支援の提供体制の整備

(1) 現状と課題

① 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活できる環境が整っていなければなりません。そのためには、ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制や、保護者や家族が孤立することなく身近に相談できる環境の構築が必要です。

区では、中野区版児童発達支援センター機能として、すこやか福祉センター及び区立療育センター、障害児相談支援事業所が連携することで、児童発達支援センターの機能を担わせ、障害や発達に課題のある子どもの相談支援を行っています。

また、主として区立療育センターが児童福祉法に基づく保育所等訪問支援を実施し、保育所や幼稚園等で対象となる子どもへの支援の充実を図っています。この保育所等訪問支援では、訪問先の保育所等職員に対して、発達の課題に対する知識や支援技術向上への取組みを行っていますが、現状では対象を未就学児としているため、これを一層拡大する必要があります。

さらに、子どもは家族の中で育ち、子どもにとって最も大きな影響を与える保護者や家族への支援は不可欠です。特に、障害の特性や発達の課題を受け入れるまでの過程においては、保護者の不安感が募ることが見込まれるため、十分な配慮と保護者の気持ちに寄り添う支援が必要です。

② 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所といった障害児通所支援の利用者は増加傾向にありますが、障害や発達の課題は様々で、必要とされる支援は多岐にわたります。また、区では、保育園や小学校で医療的ケアの必要な子どもの受け入れを始めるなどの取組を行っていますが、中学生になると学童クラブを利用できなくなるために、放課後の居場所の確保に困難を来すという例もあります。

ニーズの増加に伴って障害児通所支援事業所は増加し続けているものの、事業所において子どもの障害や特性に応じた有効な支援、保護者・家族への支援、質の確保がなされ、専門的な支援を適切に提供できるよう、一層の支援の質の向上が求められています。それとともに、保育園や学校、学童クラブ等の地域の子育て環境の充実も必要です。

また、重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所では、その障害の特性にあった設備等が必要となり、開設にあたっては大きな財政的負担が必要となります。運営においても、看護師等を複数名配置する必要があり、通所者の送迎を行うなどの体制が求められます。このため、新規事業所の開設が進まず、重症心身障害児や医療的ケア児の保護者等が、子どもの通所先の確保に苦慮する状況があります。区内には主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備などが必要です。

一方、障害児通所支援の支給決定においては、障害児支援利用計画案の作成が必要ですが、区では、そのおよそ3割が、保護者によるセルフプランとなっています。

障害や発達に課題のある子どもに対して、適切なアセスメントのもと計画作成を行うためには、相談支援事業所の相談支援専門員による広い視野での課題分析が必要です。このため、障害児相談支援体制の一層の充実も求められています。

③ 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備

区は、令和4年度に医療的ケア児等の協議の場の設置の検討を進め、医療的ケア児等の課題抽出や関係機関の連携支援体制のあり方の協議等を行う「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」を設置し、令和5年度から運営を開始しました。

また、令和4年度から東京都医療的ケア児等コーディネーター研修修了者が医療的ケア児等への相談援助技術を向上させるための情報共有等の場として「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」を開催しています。

さらに、区では、4か所のすこやか福祉センターと、区立療育センターや障害児相談支援事業所が連携する仕組みにより相談支援体制を構築しています。

しかし、医療的ケア児等を対象とした一元的な相談窓口がないことから、区民等にとって、相談先が分かりにくくなっているという課題があります。

(2) 実現すべき状態

身近な地域で相談できる窓口の周知、気づきの段階から子どもや家族を支援する専門的な相談対応と適切なケアマネジメントによる継続的な支援など、障害や発達に課題のある子どもに対する支援体制が整備されています。

また、必要な子どもに対し区立療育センター等の療育相談の機会が確保され、地域の障害児通所支援事業所の専門的支援が提供され、関係機関の連携による重層的な地域支援体制が構築されています。

障害児相談支援や障害児通所支援のサービス提供体制が確保され、障害や発達に課題のある子どもが、質の高い専門的な支援を受けることができます。専門性のある障害児相談支援事業者により、子どもの障害や特性に応じた必要な支援を総合的に判断した障害児支援利用計画が作成されています。

すこやか福祉センターを中核として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携して、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行える体制が構築されています。

医療的ケアの必要な子どもが、地域の保育、教育等を受けることができ、障害の有無に関わらず、ともに学び、育ち、生活できる環境が整っています。

子どもの障害や発達特性に係る地域の理解が進み、合理的配慮が促進され、地域でともに暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

(3) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	令和4年度 (2022年度) 現状値	令和8年度 (2026年度) 目標値	令和10年度 (2028年度) 目標値
「日頃から子どもの状況を伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができている」と考える保護者の割合	適切な相談・支援の実施がされていることを示すため	89.7%	95%	100%
障害児支援利用計画の作成が必要な件数のうち、指定障害児通所支援事業所により作成された計画の割合	適切なアセスメントにより総合的かつ効果的なサービスの提供が実施されていることを示すため	71.0%	79%	83%

■改定前の計画に基づき実施した主な取組（令和3年度～令和5年度）

計画における取組	取組内容
保護者・家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントメンター養成事業を実施し、メンターによる個別や集団での相談や各種講座を実施し、障害や発達に課題のある子どもを育てる保護者への助言、支援を行った。
障害児通所支援事業所の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業所の適切な運営のため、サービス提供事業者に対して、計画的な指導検査を開始した。 ・障害通所支援事業所に対し研修会を開催した。 ・障害児通所支援施設第三者評価受審費補助事業を実施した。
地域生活における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・区立療育センターにおいて保育所等訪問支援を開始し、その専門性を発揮することで、保育園、幼稚園等への助言等支援を実施した。 ・民間障害児相談支援事業所に対して、障害児支援利用計画の作成件数に応じた補助を実施し、運営支援を行った。 ・区立障害児通所支援施設において、ICT環境整備を行い、在宅での児童発達支援や保護者支援を実施した。 ・医療的ケア児等の課題抽出や関係機関の連携支援体制のあり方の協議等を行う「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」の運営を開始した。 ・区内医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児等への相談援助技術を向上させるための情報共有等の場として「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」の運営を開始した。

<施策1> 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進

■主な取組

① 中野区版児童発達支援センター機能の充実

ア 障害や発達の特性に関する身近な地域での情報提供や相談支援

保護者や家族が、早い段階から子どもの障害や発達の課題に気づくことができるよう、すこやか福祉センターを中心に、子育て相談、発達支援相談等を実施するとともに、障害や発達の特性に関する知識や理解を深めるための情報提供や相談支援を行います。

イ 療育相談の中心となる児童発達支援センターの設置の検討

障害や発達に課題のある子どもに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援の必要性の判定を行う療育相談の充実のため、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの設置に向けた検討を行います。

② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援

ア 保育所等訪問支援の充実

区立療育センターが実施している保育所等訪問支援について、未就学児だけでなく就学時に対象とすることにより、保育所等訪問支援をさらに充実させます。また、区立療育センターだけでなく、民間の事業所による保育所等訪問支援の実施促進に取り組みます。

イ 関係機関の連携による支援

子どものライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係者が連携し、子どもにとって最適な支援につながるよう、相談支援の仕組みの整備や機能強化を図るとともに、障害児通所支援事業所だけでなく保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるような地域の子育て環境の整備を図ります。

特に、子どものライフステージの大半を占める学齢期においては、教育との緊密な連携のもとに支援していくことが重要であり、ライフステージの節目ごとにつながった支援をアセスメントし、継続的かつ総合的に支援をしていく幅広い相談支援体制を構築します。

③ 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族への支援

ア ペアレントメンターによる相談支援の充実

障害や発達に課題のある子どもの保護者や家族が、地域で孤立することなく日頃から身近に安心して相談のできる場所や、様々な情報を得る機会を確保します。このため、ペアレントメンター養成事業において、相談会や講座、シンポジウム等の取組を継続、促進します。

イ 保護者のレスパイト等の支援

障害や発達に課題のある子どもの保護者が、疾病等により子どもを介護することが困難となった場合に対応できるよう、区立障害児通所支援施設において一時保護事業を行い、保護者が、緊急時に安心して子どもを預けられる場所の確保に努めます。

<施策2> 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等

■主な取組

① 障害児通所支援事業所の確保と質の向上

ア 指導検査や研修会等による障害児通所支援事業所の質の向上

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを提供している事業者に対して、計画的に指導検査（実地指導、集団指導）を実施します。また、集団指導の機会に、障害児への虐待防止を含め、支援の質の向上のための研修といった取組も行い、障害児通所支援事業所における支援の充実を図ります。

イ 障害児通所支援事業所への福祉サービス第三者評価の活用促進

区内の障害児通所支援事業所が東京都福祉サービス第三者評価を定期的に受審できるよう、補助制度を継続し、受審促進に取り組みます。

② 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保

重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所では、その障害の特性にあった設備等が必要であり、開設にあたり大きな財政的負担が必要となります。また運営においても、看護師等の複数名配置や送迎体制の構築など高いハードルがあります。このため新規事業所の開設が進まず、重症心身障害児や医療的ケア児の保護者等が、子どもの通所先の確保に苦慮する状況となっています。

区内では、現在、主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備に取り組みます。

③ 障害児相談支援体制の充実

ア セルフプラン解消のための障害児相談支援事業所への支援

障害児支援利用計画の作成が必要な子どもに対して、障害児相談支援事業者による計画作成を進めるため、計画案の作成件数に応じて補助を行い、事業者支援に努め、セルフプラン解消に取り組みます。

イ 障害児相談支援事業所の開設の誘導

既存の障害児相談支援事業所に対する支援のみでは十分とは言えないため、障害児支援利用計画案を作成できる事業所の、さらなる新規事業所の誘導に取り組みます。

<施策3> 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備

■主な取組

① 医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置

ア 医療的ケア児等の協議の場の活用による支援体制の充実

令和5年度に運営を開始した「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」の活性化に努め、協議会における多様な視点からの議論を踏まえ、医療的ケア児等支援の体制構築に努めます。

イ 関係機関連携の中心となる医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターの情報共有等の場としての「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」を引き続き運営していきます。また、区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置を明確化し、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取り組みます。

② 医療的ケア児及びその保護者等からの相談体制の整備

医療的ケア児が、出生して病院のNICU（新生児集中治療管理室）で治療を受けてから退院し、地域での生活を始めるにあたっては、保護者だけでなく医療ソーシャルワーカーが介在するなど、関係機関の連携が必要です。このため、誰にとっても分かりやすい一元的な医療的ケア児等の相談窓口の設置を検討します。

Ⅱ 第7期障害福祉計画

1 成果目標（令和8年度の目標設定を行う主要項目）

障害者総合支援法第87条に規定する国が定めた基本指針により、入所施設からの地域生活移行者数や、就労移行支援事業から一般就労への移行者数等の目標値を設定することが求められています。

中野区においては、「障害福祉サービス意向調査」の結果やこれまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえて、区の目標を設定し、その達成に向けて取り組めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害のある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、令和8年度(2026年度)における目標値を設定します。

① 取組の方向性

入所施設利用者の高齢化や重度化や、長期化する入所による施設における生活の定着といった課題に対し、重度障害者の受入れ可能な共同生活援助の整備として、日中の職員配置や専門性の確保が進むよう、区の誘導、整備を推進します。

また、在宅で生活する人には、居宅介護、重度訪問介護等の障害福祉サービスを提供するとともに、社会参加を支えるサービスとして移動支援等の地域生活支援事業を実施します。

日中活動の場においても、地域移行する人の需要を含め、利用者数の見込みを立て、施設の整備を進めていきます。

② 目標

項目	数値
令和4年度(2023年度)末時点の施設入所者数(A)	175人
【目標】令和8年度(2026年度)末までに地域生活に移行する人数 <国の基本指針：令和4年度末施設入所者の6%以上>	11人
【目標】令和8年度(2026年度)末時点における入所者数 <国の基本指針：令和4年度末の5%以上削減>	166人

(2) 精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、保健・医療・福祉関係者による協議を実施するとともに、精神障害のある人の地域移行及び地域生活の継続を促進するためのサービスを拡充します。

① 取組の方向性

精神障害のある人の精神科病院からの地域移行においては、在院期間の長期化に伴い社会復帰が難しくなる傾向があることを踏まえ、地域において安心して生活するための保健・医療・福祉の連携体制を強化していきます。

地域生活を支えるために住まいの確保は重要で、単身生活を継続するための居宅支援や、障害の特性に対応した共同生活援助の開設の支援など、継続して推進していきます。また、社会復帰に向けた就労支援や日中活動の場の提供等、障害福祉サービスにおける支援を充実していきます。

② 目標

ア 保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

イ 精神障害者の地域移行支援等の利用者数

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域移行支援の利用者数	3人	3人	3人
地域定着支援の利用者数	13人	13人	13人
共同生活援助の利用者数	114人	118人	123人
自立生活援助の利用者数	4人	4人	4人
機能訓練（自立訓練）の利用者数	3人	3人	3人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針に基づき、地域生活支援拠点へのコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、運用状況の検証・検討を行います。

また、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

① 取組の方向性

地域における生活を安心して継続するために、住まいの確保、相談、緊急時の対応などが必要になります。このため、地域生活支援拠点におけるコーディネーターなどの配置や緊急時の連絡調整など、機能強化を進めていきます。

なお、身体障害者及び知的障害者を主たる対象とした地域生活支援拠点を、令和9年度に開設する予定としており、開設に向けた準備を進めます。

また、強度行動障害を有する人に対してニーズを調査し、その結果に応じ支援を拡充していきます。

② 目標

ア 地域生活支援拠点の充実

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点の数	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	2回	2回	2回

イ 強度行動障害を有する人への支援体制の整備

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
関係機関による事例検討の機会	12回	12回	12回
強度行動障害のある方が利用する事業所における研修の実施	有	有	有

関係機関との事例検討：障害者相談支援機関ケース検討会の開催回数

研修の実施：施設系事業者連絡会が調整を行っている事業所間交流研修において中野区職員が実習に参加した場合に有を選択

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業、就労継続支援事業等の福祉施設から一般就労する人数、就労定着支援事業の利用率等について目標値を設定します。

① 取組の方向性

障害者の希望や能力に沿った就労実現を図るために、就労アセスメントを活用した就労選択支援事業の利用など、それぞれに適した就労を選択できる仕組みを推進していきます。

一般就労に向けて特別支援学校と連携し、在学中から就労に対する早期支援を実施し、在学学生や家族に対して、就労に向けた意欲喚起の取組を進めます。また、障害者就労支援事業所における就労希望者を把握し、一般就労への移行を推進するほか、施設職員の支援力の向上を図る取組を推進していきます。

就労に向けた本人の動機づけや課題の発見のための区役所実習の機会を提供しながら、区役所実習終了後に就労移行していない人に対するフォローアップを行うなど、体験実習を一般就労に結びつける取組を充実させていきます。

また、区内外の民間企業等において障害者雇用が進むよう、職場開拓を進めていくとともに、障害のある人を雇用したことがない企業に対しては、体験実習の協力を求め、採用する企業側の不安を解消しながら就労に結びつける取組を進めます。

就労支援センターとハローワークの協働により、区内の民間企業を対象としたセミナー等を実施し、職場における障害への理解や障害者雇用の推進の取組を行います。また、なかの障害者就労支援ネットワークによる民間企業や区民に対しての障害のある人の理解促進や雇用の啓発活動を支援します。

② 目標

ア 福祉施設から一般就労する障害者数

項 目	数 値
令和3年度(2020年度)に一般就労をした障害者数 ※中野区の就労支援センター機能における就職者	55人
【目標】令和8年度(2026年度)に一般就労をする障害者数 <国の基本指針：令和3年度実績の概ね1.28倍以上>	71人

イ 就労定着支援事業の就労定着率

項 目	数 値
就労定着支援事業の令和3年度(2020年度)末の利用者数	49人
【目標】令和8年度(2026年度)末実績が令和3年度末実績の1.41倍以上	70人
【目標】就労定着支援事業移行終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5部以上	2事業所以上

就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組回数について目標値を設定します。

① 取組の方向性

すこやか障害者相談支援事業所における地域の相談支援体制、基幹相談支援センターにおける専門相談、精神障害者を対象とした地域生活支援センター、身体障害者、発達障害、高次脳機能障害の専門相談を行う地域自立生活支援センターがそれぞれの役割を果たし、障害者の地域生活を有機的に支援できるように、連携の強化や人材育成等の充実を推進していきます。

② 目標

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	26件	26件	26件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者への人材育成支援件数	10件	10件	10件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12件	12件	12件
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	有	有	有

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質の向上のため、事業所等の職員の各種研修への参加を進めるように人数について目標値を設定します。

① 取組の方向性

障害者の高齢化や重度化など、多様化する支援に対応できる質を確保するために、基幹相談支援センターにおいて実施する専門性を向上させるための研修、中野区障害者自立支援協議会における合同セミナー等の取組の他、東京都の実施する相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等への参加を勧奨していきます。

② 目標

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	22人	22人	22人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
上記共有等の実施回数	1回	1回	1回
東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無	有	有	有
上記共有回数	2回	2回	2回

2 事業及び必要な量の見込み

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
※ 障害支援区分が区分1以上。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用時間数(時間分/月)	7,562	7,773	7,990
利用者数(人)	601	610	619

○積算根拠・背景等

(延べ利用時間数・利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用時間数 (時間分/月)	6,836	7,137	7,451	6,431	6,495	6,560
	利用者数(人)	660	683	707	576	596	617
実 績	延べ利用時間数 (時間分/月)	6,438	6,499	6,253	6,457	6,746	7,357
	利用者数(人)	550	570	547	554	577	592

利用者数：月々の身体介護、家事援助、通院等介助の各利用者数の合計数の一月当たりの平均人数

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援などを総合的に行います。

※ 障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等が一定の要件を満たしていること。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用時間数（時間分/月）	14,203	14,605	15,019
利用者数（人）	57	58	59

○積算根拠・背景等

（延べ利用時間数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用時間数 (時間分/月)	15,559	15,841	16,123	15,538	16,042	16,546
	利用者数(人)	54	55	56	56	58	60
実 績	延べ利用時間数 (時間分/月)	12,131	13,342	14,049	13,335	12,728	13,812
	利用者数(人)	53	54	51	49	48	56

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護等を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用時間数（時間分/月）	2,865	2,957	3,052
利用者数（人）	91	92	93

○積算根拠・背景等

（延べ利用時間数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用時間数 （時間分/月）	2,610	2,644	2,678	2,544	2,574	2,604
	利用者数（人）	80	81	82	85	86	87
実 績	延べ利用時間数 （時間分/月）	2,498	2,529	2,139	2,361	3,021	2,776
	利用者数（人）	87	81	76	82	103	90

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

④ 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が危険を回避するために、必要な支援、外出介護を行います。

※ 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用時間数（時間分/月）	411	426	442
利用者数（人）	9	9	10

○積算根拠・背景等

（延べ利用時間数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び数平均を、前年度実績に加えて見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用時間数 (時間分/月)	173	173	173	326	326	326
	利用者数(人)	5	5	5	7	7	7
実 績	延べ利用時間数 (時間分/月)	320	270	368	325	363	396
	利用者数(人)	8	6	8	7	9	9

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

⑤ 重度障害者等包括支援

常時医療的なケアを必要とするなど介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせ、地域生活を包括的に支援します。

※ 障害支援区分が区分6以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用時間数（時間分/月）	—	—	—
利用者数（人）	—	—	—

○積算根拠・背景等

現在利用がなく、また今後の利用者の見込みがありません。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数（人）	—	—	—	—	—	—
実績	利用者数（人）	—	—	—	—	—	—

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、日常生活の介護や生産活動等の機会の提供を行います。

※ ①または②のいずれかに該当する者

① 障害支援区分が区分3（障害者施設入所者は区分4）以上

② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者施設入所者は区分3）以上

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	8,253	8,308	8,363
利用者数（人）	427	430	433
区内事業実施か所数（か所）	13	13	13

○積算根拠・背景

（延べ利用者数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

（区内事業実施か所数）

令和6年度から8年度までの間に、区や民間事業者による開設予定はありません。令和7年度に1事業所が定員数を増やす予定です。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	8,242	8,390	8,541	8,029	8,087	8,145
	利用者数（人）	428	438	448	416	419	422
	区内事業実施か所数 (か所)	12	12	12	12	12	12
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	7,932	8,043	8,004	8,122	8,101	8,198
	利用者数（人）	410	422	419	428	431	424
	区内事業実施か所数 (か所)	12	12	12	12	12	13

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。（標準利用期間は1年6か月）

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	118	118	118
利用者数（人）	11	11	11
区内事業実施か所数（か所）	1	1	1

○積算根拠・背景

（延べ利用者数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

（区内事業実施か所数）

区内では障害者福祉会館1か所で実施しており、需要を満たしていると考えます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	165	165	165	125	125	125
	利用者数（人）	16	16	16	14	14	14
	区内事業実施か所 数（か所）	1	1	1	1	1	1
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	128	127	115	88	114	118
	利用者数（人）	13	14	14	10	12	11
	区内事業実施か所 数（か所）	1	1	1	1	1	1

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（標準利用期間は2年）

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	661	718	776
利用者数（人）	45	49	52
区内事業実施か所数（か所）	3	3	3

○積算根拠・背景

（延べ利用者数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び数平均を、前年度実績に加えて見込量を算出しています。

（区内事業実施か所数）

令和6年度から8年度までの間に、区や民間事業者による開設予定はありません。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	249	249	249	417	417	417
	利用者数（人）	17	17	17	27	27	27
	区内事業実施か所 数（か所）	2	2	2	2	2	2
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	318	496	392	515	577	604
	利用者数（人）	25	31	23	35	38	42
	区内事業実施か所 数（か所）	2	2	3	3	3	3

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

④ 就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用し、就労能力や適性についての客観的な評価や配慮事項の整理等を行うことにより、本人の能力や適性に合った一般就労や就労系障害福祉サービス事業所の選択ができるよう、必要な支援を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	5	20	20
利用者数（人）	5	20	20

○令和6年4月の障害者総合支援法改正法により新たに加わる指定障害福祉サービスです。同改正法の施行は、令和6年10月を予定しています。

○積算根拠・背景

（延べ利用者数）

支給決定期間（1～2か月）内の標準的な利用回数が不明であるため、利用者数と同数としています。

（利用者数）

令和6年度は、期間延長の支給決定を行う人数の見込みとし、令和7～8年度は、期間延長の支給決定を行う人数に、特別支援学校高等部の卒業生分を加えて見込んでいます。

⑤ 就労移行支援

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(利用者の要件有・標準利用期間は2年)

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数(人日分/月)	1,979	2,018	2,058
利用者数(人)	109	111	113
区内事業実施か所数(か所)	11	11	11

○積算根拠・背景

(延べ利用者数・利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

(区内事業実施か所数)

新規事業所の開設の予定はありません。既存の事業所は利用者数が定員に満たない状況が続いており、利用者数の増加見込み分も受け入れが可能です。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	2,583	2,699	2,820	1,778	1,778	1,778
	利用者数(人)	153	161	170	113	113	113
	区内事業実施か所 数(か所)	10	10	10	11	11	11
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	1,782	1,779	1,808	1,842	1,694	1,941
	利用者数(人)	114	117	113	110	102	107
	区内事業実施か所 数(か所)	11	11	11	11	11	11

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	722	744	766
利用者数（人）	36	36	36
区内事業実施か所数（か所）	2	2	2

○積算根拠・背景

（延べ利用者数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

（区内事業実施か所数）

本事業は最低賃金を支給できるだけの就労支援活動収入を確保することが難しく、新規開設が難しいと推測されます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	567	585	603	724	760	796
	利用者数（人）	31	32	33	40	42	44
	区内事業実施か所 数（か所）	2	2	2	2	2	2
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	613	628	727	665	680	701
	利用者数（人）	34	36	40	37	37	36
	区内事業実施か所 数（か所）	2	2	2	2	2	2

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	7,474	7,698	7,929
利用者数（人）	495	510	526
区内事業実施か所数（か所）	14	14	14

○積算根拠・背景

（延べ利用者数・利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

（区内事業実施か所数）

事業所数は、現状維持を見込んでいますが、令和7年度に1事業所が定員数を増やす予定です。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	7,283	7,494	7,711	6,644	6,795	6,946
	利用者数（人）	446	456	466	440	450	460
	区内事業実施か 所数（か所）	14	14	14	14	14	14
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	6,271	6,292	6,403	6,707	6,773	7,257
	利用者数（人）	413	423	430	449	466	480
	区内事業実施か 所数（か所）	14	14	14	14	14	14

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て新たに雇用された障害のある人が、雇用事業所において就労を継続するために必要な連絡調整や課題解決への支援を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人/月)	47	49	51

○積算根拠・背景

利用者数が安定し始めた令和3年度から令和5年度までの3年分の伸び数の平均を、前年度実績に加えて見込量を算出しています

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数 (人/月)	15	25	32	42	47	52
実績	利用者数 (人/月)	7	28	39	48	47	45

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

※ ①または②のいずれかに該当する者。

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6。
- ② 筋ジストロフィー患者または重度心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	31	31	31

○積算根拠・背景

平成30年度から令和5年度までの利用者の推移をもとに算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数（人）	29	29	29	31	31	31
実績	利用者数（人）	30	31	31	30	32	31

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

⑩ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

福祉型《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数(人日分/月)	472	518	568
利用者数(人)	95	110	128
区内事業実施か所数(か所)	8	9	9

医療型《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数(人日分/月)	38	39	40
利用者数(人)	7	7	7

○令和9年度に公有地を活用した整備事業による新規開設を予定しています。

○積算根拠・背景

福祉型

(延べ利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

(利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

(区内事業実施か所数)

知的障害者生活寮終了後に再整備している施設の事業開始を予定しています

令和6年度 1か所(弥生町二丁目障害者施設1床)

令和7年度 1か所(大和町三丁目障害者施設3床)

医療型

(延べ利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

(利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

福祉型

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	延べ利用者数 (人日分/月)	196	210	224	369	413	457
	利用者数(人)	58	61	64	70	80	90
	区内事業実施か所数(か所)	7	7	8	7	7	7
実績	延べ利用者数 (人日分/月)	329	456	291	310	441	430
	利用者数(人)	71	101	57	35	73	82
	区内事業実施か所数 (か所)	7	7	7	7	7	7

医療型

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	延べ利用者数 (人日分/月)	147	147	147	49	49	49
	利用者数(人)	18	18	18	25	25	25
実績	延べ利用者数 (人日分/月)	46	49	27	45	45	37
	利用者数(人)	10	10	5	8	8	7

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

一人暮らしの知的及び精神障害のある人等が、居宅において自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な訪問または随時の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人/月)	4	4	4

○積算根拠・背景

新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなったことを考慮に入れ、地域移行者の増加に伴う自立生活援助利用者の増加を見込みます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数 (人/月)	4	6	6	13	13	13
実績	利用者数 (人/月)	2	5	6	6	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	287	306	326
うち、行動障害・高次脳機能障害を有する利用者数（人）	4	4	4
うち、医療的ケアが必要な利用者数（人）	5	5	5
区内事業実施か所数（か所）	46	49	52
区内居室数（室）	228	243	258

○令和6年度から、障害の状況別に見込み数を記載することになりました。

○積算根拠・背景

（利用者数）

- ・平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
- ・「うち、行動障害・高次脳機能障害を有する利用者数」については、重度障害者支援加算Ⅱの、令和3年度から令和5年度までの平均を見込みます。
- ・「うち、医療的ケアが必要な利用者数」については、重度障害者支援加算Ⅰの、令和3年度から令和5年度までの平均を見込みます。

（区内事業実施か所数）

- ・令和6年度は、知的障害者生活寮中野区やよい荘の整備による増床分として、前年度数に4を加えた数を見込みます。
- ・令和7年度以降については、平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均（3か所）を前年度数に加えて算出しています。

（区内居室数）

- ・平成30年度から令和5年度までの間の5年分で増えた居室数を、その間の5年分で増えた事業所数で除し、1事業所あたりの平均居室数を算出（平均5室）したうえで、事業所数変動の見込みと連動させて算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	利用者数（人）	229	244	266	220	230	247
	区内事業実施か所数 （か所）	32	34	37	37	39	42
	区内居室数（室）	156	166	183	186	196	223
実 績	利用者数（人）	196	200	220	241	265	269
	区内事業実施か所数 （か所）	30	30	33	36	41	42
	区内居室数（室）	147	151	166	176	204	208

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

③ 施設入所支援

入所した施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

※ ①または②のいずれかに該当する者。

① 障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上。

② 入所しながら、自立訓練または就労移行支援を受けることが必要かつ効果的と認められるもの等。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数（人）	171	169	167
区内施設利用者数（人）	50	50	49
区内事業実施か所数（か所）	2	2	2

○積算根拠・背景

（利用者数・区内施設利用者数）

増減のあった令和2年度から令和4年度までの過去2年の伸び率平均を、前年度実績に乗じて算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	利用者数（人）	187	184	181	170	167	164
	区内施設利用者数 （人）	49	49	49	52	52	52
	区内事業実施か所数 （か所）	2	2	2	2	2	2
実 績	利用者数（人）	181	179	177	176	176	173
	区内施設利用者数 （人）	52	52	51	50	51	51
	区内事業実施か所数 （か所）	2	2	2	2	2	2

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害のある人の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人/月)	510	575	648

○積算根拠・背景等

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数(人/月)	216	237	258	349	366	384
実績	利用者数(人/月)	250	315	342	378	408	452

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院を退所・退院し、地域での生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人/月)	3	3	3

○積算根拠・背景等

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の平均を見込みます。

【第5期、第6計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数(人/月)	7	7	7	7	10	10
実績	利用者数(人/月)	6	3	2	3	3	2

③ 地域定着支援

居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくため、常時の連絡体制や緊急時等の支援体制が必要と見込める人に対して、連絡体制を確保し、障害特性による緊急事態等において支援を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人/月)	13	13	13

○積算根拠・背景等

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の平均を見込みます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和2年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数(人/月)	8	8	8	15	20	20
実績	利用者数(人/月)	17	17	10	15	9	9

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や、利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業です。

障害のある人の自立と社会参加を支えるために必要なサービスについて、原則無料で提供します。

① 相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な支援等を行います。障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害のある人の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。また、賃貸契約による一般住宅への入居や転居を支援する居住サポート事業を実施し、退院や退所の促進や地域での自立生活を支援します。
知的障害または精神障害のある人に対する成年後見制度の利用を支援します。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業実施か所数	7	7	7
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
障害者相談支援事業延べ利用者数(人分/年)	70,645	70,645	70,645
基幹相談支援センター等機能強化事業実施か所数	6	6	6
居住サポート事業実施の有無	有	有	有
居住サポート事業利用者数(人/年)	13	13	13
成年後見制度利用支援事業の実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業利用者数(人/年)	2	2	3
理解促進研修・啓発事業実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業実施の有無	有	有	有

○障害者相談支援事業実施か所は、障害福祉課（基幹相談支援センター事業）、中部・北部・南部・鷺宮すこやか障害者相談支援事業所、精神障害者地域生活支援センター（通称「地域生活支援センターせせらぎ」）、障害者地域自立生活支援センター（通称「つむぎ」）です。

○基幹相談支援センター等機能強化事業実施か所は、障害福祉課（基幹相談支援センター事業）、中部・北部・南部・鷺宮すこやか障害者相談支援事業所、精神障害者地域生活支援センター（通称「地域生活支援センターせせらぎ」）です。

○積算根拠・背景等

（障害者相談支援事業延べ利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の平均を見込みます。

（居住サポート事業利用者数）

年度当初登録者数の平均約7人に、年間新規登録者の平均約6人を加えて算出しています。

（成年後見制度利用支援事業利用者数）

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の平均を見込みます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	障害者相談支援事業実施か所数	7	7	7	7	7
	障害者相談支援事業延べ利用者数（人分/年）	75,000	76,000	77,000	70,000	70,000
	基幹相談支援センター等機能強化事業実施か所数	6	6	6	6	6
	地域自立支援協議会実施の有無	有	有	有	有	有
	居住サポート事業実施の有無	有	有	有	有	有
	居住サポート事業利用者数（人/年）	25	25	25	16	16
	成年後見制度利用支援事業実施の有無	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業利用者数（人/年）	3	3	3	2	3
	理解促進研修・啓発事業実施の有無	－	－	－	有	有
	自発的活動支援事業実施の有無	－	－	－	有	有
実 績	障害者相談支援事業実施か所数	7	7	7	7	7
	障害者相談支援事業延べ利用者数（人分/年）	78,245	79,784	65,670	70,848	60,368
	基幹相談支援センター等機能強化事業実施か所数	6	6	6	6	6
	地域自立支援協議会実施の有無	有	有	有	有	有
	居住サポート事業実施の有無	有	有	有	有	有
	居住サポート事業利用者数（人/年）	20	14	9	10	13
	成年後見制度利用支援事業実施の有無	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業利用者数（人/年）	1	1	2	1	2
	理解促進研修・啓発事業実施の有無	有	有	有	有	有
	自発的活動支援事業実施の有無	有	有	有	有	有

○居住サポート事業利用者数、成年後見制度利用支援事業利用者数は、年間のサービス利用の実人員数です。

② 意思疎通支援事業

聴覚、視覚、言語その他の障害のため意思疎通に支障がある障害のある人とその他の人との意思疎通を仲介する支援者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣延べ利用者数 (人分/月)	53	54	55
要約筆記者派遣延べ利用者数 (人分/月)	8	9	10
代筆・代読支援者派遣延べ利用者数 (人分/月)	27	30	33
失語症者意思疎通支援者 団体派遣延べ利用者数 (人分/月)	6	8	10
失語症者意思疎通支援者 個人派遣延べ利用者数 (人分/月)	3	4	5
手話通訳者窓口配置数 (人)	1	1	1

○積算根拠・背景等

(手話通訳者派遣延べ利用者数)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2、3年度を除く過去の利用実績、伸び率をふまえて、算出しています。

(要約筆記者派遣延べ利用者数)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2、3年度を除く過去の利用実績、伸び率をふまえて、算出しています。

(代筆・代読支援者派遣延べ利用者数)

令和5年度利用登録者数40人を基準として、利用登録者数の伸び率をふまえたうえで、利用登録者数(見込み)×月平均利用回数(2回)×利用率(30%)で算出しています。

(失語症者意思疎通支援者団体派遣延べ利用者数)

令和5年度派遣利用者数(4人/月)を基準として、今後周知活動等を通じて、年に2人/月ずつ増えていくと見込みます。

(失語症者向け意思疎通支援者個人派遣延べ利用者数)

令和6年度から個人派遣を開始します。令和5年10月に開始した失語症サロンにおいて意思疎通支援者とのマッチングを行ってから個人派遣につないでいきます。失語症サロンの参加者は令和5年度5人、令和6年度5人、令和7年度7人、令和8年度9人程度を見込んでいます。個人派遣は、失語症サロン参加者の6割程度が利用すると見込みます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	手話通訳者派遣延べ利用者数（人分/月）	38	38	38	26	32	35
	要約筆記者派遣延べ利用者数（人分/月）	15	15	15	6	8	10
	代筆・代読支援者派遣延べ利用者数（人分/月）	—	—	4	10	12	15
	手話通訳者窓口配置数（人）	1	1	1	1	1	1
実 績	手話通訳者派遣延べ利用者数（人分/月）	37	38	23	28	42	53
	要約筆記者派遣延べ利用者数（人分/月）	10	8	4	6	8	8
	代筆・代読支援者派遣延べ利用者数（人分/月）	—	—	—	4	15	20
	失語症者意思疎通支援者団体派遣延べ利用者数（人分/月）	—	—	—	—	—	4
	手話通訳者窓口配置数（人）	1	1	1	1	1	1

○手話通訳者派遣延べ利用者数、要約筆記者派遣延べ利用者数、代筆・代読支援者派遣延べ利用者数：月々の延べ利用者数の平均人数

○代筆・代読支援事業は令和3年度から開始し、令和5年度から利用上限を緩和しました。（1回1時間以内・月1回まで ⇒ 1回2時間以内・月8時間まで）

○失語症者意思疎通支援事業は、令和5年6月から当事者等の団体への派遣を開始しました。

③ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護訓練支援用具給付件数 (件/年)	30	30	30
自立生活支援用具給付件数 (件/年)	65	65	65
在宅療養等支援用具給付件数 (件/年)	65	65	65
情報・意思疎通支援用具給付件数 (件/年)	60	60	60
排泄管理支援用具給付件数 (件/年)	5,800	5,800	5,800
住宅改修費 (件/年)	6	6	6

○積算根拠・背景等

(排泄管理支援用具給付件数)

ストーマ装具(排泄管理支援用具)の給付件数は増加傾向にあり、令和6年度以降もさらに伸びるものと、見込みます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	介護訓練支援用具 (件/年)	30	30	30	30	30	30
	自立生活支援用具 (件/年)	65	65	65	65	65	65
	在宅療養等支援用具 (件/年)	65	65	65	65	65	65
	情報・意思疎通支援 用具(件/年)	60	60	60	60	60	60
	排泄管理支援用具 (件/年)	4,700	4,700	4,700	5,600	5,600	5,600
	住宅改修費 (件/年)	10	10	10	6	6	6
実 績	介護訓練支援用具 (件/年)	34	26	25	17	21	25
	自立生活支援用具 (件/年)	59	72	51	56	54	59
	在宅療養等支援用具 (件/年)	41	44	46	37	34	41
	情報・意思疎通支援 用具(件/年)	43	51	41	37	40	43
	排泄管理支援用具 (件/年)	4,895	5,114	5,190	5,320	5,315	5,167
	住宅改修費 (件/年)	8	6	6	6	4	6

④ 移動支援事業

障害のある人等が円滑に外出することができるよう、移動を支援します。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業利用者数（人/月）	462	467	473
移動支援事業延べ利用時間数 （時間分/月）	6,740	6,814	6,883
移動支援事業実施か所数（か所）	140	142	144
障害者福祉会館バス延べ利用者数 （人分/月）	2,037	2,069	2,101
障害者福祉会館バス延べ運行回数 （回/月）	182	182	182

- 移動支援事業は個別支援型について示しています。
- 障害者福祉会館バスは、同会館など区立福祉施設等を利用する障害のある人の移動手段として、平成20年度から移動支援事業に位置付けています。

○積算根拠・背景等

（移動支援事業（個別支援型））

- ・移動支援および通学等支援の契約事業者は年々増加しており、それに伴って利用者も増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により、利用者数および利用時間数の減少が見られました。その後、外出先施設の再開に伴い、余暇利用は一定の回復を見せています。
- ・一方、移動支援事業のうち通学等支援においては、保護者の勤務先企業等で在宅勤務が定着したことなどから、保護者の通学の付き添いが可能になるなど、利用は落ち着いています。
- ・令和5年の4月から7月までの実績の月平均から令和5年度見込みを算出し、伸び率を考慮したうえで、以降3年の見込みを算出しています。

（障害者福祉会館バス（車両移送型））

- ・特別支援学校卒業者数の見込みから、毎年度令和4年度実績値から2人ずつ増加すると見込みます（1人あたり月16日の利用を想定）。
- ・運行実施回数は、送迎バスを増やす予定はないため、令和4年度の実績と同数を見込んでいます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	移動支援事業利用者数（人/月）	476	486	496	495	500	505
	移動支援事業延べ利用時間数（時間分/月）	7,403	7,773	8,162	7,136	7,207	7,279
	移動支援事業実施か所数（か所）	110	110	110	120	125	130
	障害者福祉会館バス延べ利用者数（人分/月）	2,420	2,420	2,420	2,420	2,452	2,484
	障害者福祉会館バス延べ運行回数（回/月）	170	170	170	163	163	163
実 績	移動支援事業利用者数（人/月）	467	480	392	370	442	456
	移動支援事業延べ利用時間数（時間分/月）	6,951	7,065	5,652	5,683	6,716	6,660
	移動支援事業実施か所数（か所）	111	111	120	133	137	138
	障害者福祉会館バス延べ利用者数（人分/月）	2,386	2,319	1,793	2,025	2,005	1,894
	障害者福祉会館バス延べ運行回数（回/月）	164	160	156	169	182	182

移動支援事業利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

⑤ 地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数(人日分/月)	1,101	1,101	1,101
利用者数(人)	42	42	42
区内事業実施か所数(か所)	2	2	2

○積算根拠・背景等

(精神障害者地域生活支援センター(I型))

- ・新型コロナウイルス感染症対策の利用人数制限を段階的に緩和したことで、利用者数が徐々に増加しており、令和6年度から8年度までの見込量は令和4年度から令和5年度にかけての利用率の上昇を反映して算出しています。

(障害者福社会館(II型))

- ・主に自立訓練(機能訓練)を終了した方が利用しています。医療機関におけるリハビリテーション終了後に復職・就労される方が増え、利用者数が徐々に減少しています。
- ・地域活動支援センターII型の利用者数も減少傾向にありましたが、直近5年間はほぼ横ばいで推移していることを受けて、見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	利用者数 (人日分/月)	1,200	1,200	1,200	1,185	1,185	1,185
	利用者数(人)	39	39	39	42	42	42
	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
実 績	利用者数 (人日分/月)	1,214	1,100	632	732	904	993
	利用者数(人)	48	43	41	47	43	40
	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2

○利用者数：一月当たりの平均利用者人数

⑥ 日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	26	30	34
区内事業実施か所数（か所）	6	7	7

○積算根拠・背景等

- ・令和6年度及び令和7年度に旧知的障害者生活寮の再整備後施設が事業を開始します。事業所の体制が徐々に整っていくことを反映して算出しました。1床につき、月4回程度の実施を見込みます。

令和6年度 1か所（弥生町二丁目障害者施設）

令和7年度 1か所（大和町三丁目障害者施設）

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 （人日分/月）	32	37	47	24	24	32
	実施か所数（か所）	5	5	6	5	5	6
実 績	延べ利用者数 （人日分/月）	21	25	18	20	19	22
	実施か所数（か所）	5	5	5	5	5	5

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

⑦ 訪問入浴サービス事業

地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	90	90	90
区内事業実施か所数（か所）	3	3	3

○積算根拠・背景等

利用登録者数は20～22名で推移しています。一人あたり週1回の利用実績をもとに見込んでいます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	90	90	90	95	95	95
	実施か所数 (か所)	4	4	4	3	3	3
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	107	95	92	91	90	86
	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3	3

⑧ 重度訪問介護利用者の大学等修学支援

重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学等の修学を支援します。令和5年度から開始しました。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	1	1	1
区内事業実施か所数（か所）	2	2	2

○積算根拠・背景等

聴き取りによる調査の結果、令和5年度からの利用者の他は、利用する見込みがないため、令和5年度の実績を反映しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 （人日分/月）	—	—	—	—	—	—
	実施か所数 （か所）	—	—	—	—	—	—
実 績	延べ利用者数 （人日分/月）	—	—	—	—	—	1
	実施か所数 （か所）	—	—	—	—	—	2

⑨ 重度障害者等就労支援特別事業

重度の障害がある方の就労機会の拡大及び社会参加を促進するために、通勤支援や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施します。令和5年度から開始しました。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	3	3	3
区内事業実施か所数（か所）	2	2	2

○積算根拠・背景等

令和5年度から利用する1名その他、利用を検討する障害者数を反映し、算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 （人日分/月）	—	—	—	—	—	—
	実施か所数 （か所）	—	—	—	—	—	—
実 績	延べ利用者数 （人日分/月）	—	—	—	—	—	1
	実施か所数 （か所）	—	—	—	—	—	1

⑩ 点字・声の区報等発行事業

視覚障害のある人のために、区報を点字翻訳した点字版区報や、音訳をしてデジタルCD等に録音した声の区報を定期的に配付します。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
点字版区報送付者数(人/月)	5	5	5
声の区報等送付者数(人/月)	25	25	25

○点字版区報、声の区報等送付者数：月々の送付者数の一月当たりの平均人数

○積算根拠・背景等

デジタル化が進み、音声読み上げソフトやアプリを利用している方も多くいることから、点字やCDでの利用は減少傾向にあります。ただし、一定数のニーズはあることと直近3年(令和3年度から令和5年度8月まで)の平均利用者数については横ばいであることを踏まえ、今後も同程度と見込みます。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	点字版区報送付者数 (人/月)	—	—	—	9	12	15
	声の区報等送付者数 (人/月)	33	33	33	34	37	40
実 績	点字版区報送付者数 (人/月)	—	—	5	5	5	5
	声の区報等送付者数 (人/月)	34	33	30	25	25	25

○点字版区報は、令和2年7月5日号から発行を開始しました。

⑪ 手話通訳者養成等事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進などの支援者として期待される手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。
 また、手話が言語であることへの理解を促進するための啓発事業として、やさしい手話教室を開催します。

《サービス見込量》

手話のできる区民の養成等

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話講習会受講者数(人/年)	154	166	166
応用クラス修了者数(人/年)	16	25	25
やさしい手話教室受講者数(人/年)	80	80	80

手話通訳者の養成

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者養成クラス受講者数 (人/年)	10	6	10
手話通訳者認定試験合格者数 (人/年)	3	2	3

- 手話講習会(入門・基礎・応用)は、3年間の履修をもって手話のできる区民を養成し、手話通訳者養成クラスは、1年間の履修をもって手話通訳者を養成します。事業は民間団体に委託して実施しています。手話講習会受講者数(人/年)は、入門、基礎及び応用クラスの受講者数の合計です。
- やさしい手話教室は、手話の啓発を目的として令和2年度から開始しました。
- 手話通訳者認定試験合格者数(人/年)は、手話通訳者養成クラス修了後、手話通訳者認定試験合格者数です。手話通訳者養成クラスを修了し、手話通訳者認定試験の合格者が手話通訳者になります。

○積算根拠・背景等

- ・手話講習会、やさしい手話教室、はいずれも定員数が決まっている事業のため、これまでの実績の平均値をもとに算出しています。
- ・手話講習会応用クラス及び手話通訳者養成クラス受講者数は、手話講習会を休止していた間の入門・基礎クラス修了者数の減を反映して算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

手話のできる区民の養成等

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	手話講習会受講者数 (人/年)	200	221	250	160	154	156
	応用コース修了者数 (人/年)	31	31	34	32	25	26
	やさしい手話教室受講者数 (人/年)	—	—	—	60	60	60
実 績	手話講習会受講者数 (人/年)	187	201	—	106	136	151
	応用コース修了者数 (人/年)	36	29	—	28	14	26
	やさしい手話教室受講者数 (人/年)	—	—	60	25	60	77

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から手話講習会を中止しました。
- 各クラスの定員40人を令和3年度は18人に、令和4年度は30人に減員して実施しました。
- 令和5年度は各クラスの定員を元の40人に戻して実施しています。

手話通訳者の養成

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	手話通訳者養成クラス受講者数 (人/年)	19	19	16	5	7	7
	手話通訳者認定試験合格者数 (人/年)	4	4	3	—	—	—
	手話通訳者養成クラス修了者数 (人/年)	—	—	—	2	3	3
実 績	手話通訳者養成クラス受講者数 (人/年)	10	11	9	3	8	10
	手話通訳者認定試験合格者数 (人/年)	6	3	2	4	1	2

⑫ 生活訓練等事業（デイケア）

退院直後など、地域での生活が困難な精神障害回復者に対して、レクリエーション、スポーツ、創作活動、社会生活技能訓練、社会資源の見学等の様々な訓練プログラムを提供し、地域での自立生活や就労のための支援を行います。（利用者の要件有・有期限）

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数（人日分/月）	145	150	155

○積算根拠・背景等

令和2年度から令和4年度までの過去3か年の計画及び利用実績から、手帳申請者数の伸び率を乗じて見込量を算出しました。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	160	165	170	130	145	160
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	138	145	116	145	125	125

Ⅲ 第3期障害児福祉計画

1 成果目標（令和8年度の目標設定を行う主要項目）

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた基本指針により、障害児支援の提供体制の整備等、目標値を設定することが求められています。

中野区では、「障害福祉サービス意向調査」の結果やこれまでの障害児福祉施策の進捗状況等を踏まえて、区の目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

（1）障害児の地域社会への参加・包容の推進

障害や発達に課題のある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、障害児支援の核となる児童発達支援センター機能を運営するとともに、保育所等訪問支援の充実を図ります。

① 取組の方向性

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要十分な支援体制が整っていることが重要です。地域における関係機関の役割を明確にし、連携が確保された重層的な地域支援体制の構築を図ります。

② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
児童発達支援センター機能の運営	有
保育所等訪問支援の利用者数	288
保育所等訪問支援の実施か所数	3

（2）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の質量ともに確保します。

① 取組の方向性

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるよう、民間の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備誘導を行います。

② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	3
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3

(3) 重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置

重症心身障害児や医療的ケア児に関わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、対象児に関するコーディネーターを配置します。

① 取組の方向性

重症心身障害児や医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等多くの支援機関が有機的に連携できる体制を整備します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族への相談や関係機関連携等を含めた総合的な支援を実施します。

② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
対象児のための連携の場の確保	有
対象児に関するコーディネーターの配置	有

(4) 障害児通所支援の質を向上させるための取組

子どもの障害や特性に応じた有効な支援、保護者・家族への支援、質の確保がなされ、専門的な支援を適切に提供できるよう、事業所のサービスの質の向上のための取組を行います。

① 取組の方向性

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを提供している事業者に対して、計画的に指導検査（実地指導、集団指導）を実施します。また、障害児への虐待防止を含め、支援の質の向上のための研修会も行います。

これらの取組により、障害児通所支援事業所における支援の充実を図ります。

② 目標

項目	令和6～8年度（2024～2026年度）
障害児通所支援事業所に対する実地検査の実施	7回
障害児通所支援事業所に対する集団指導及び研修会の実施	2回

2 事業及び必要な量の見込み

(1) 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数(人日分/月)	3,203	3,345	3,493
利用者数(人)	632	670	711
区内事業実施か所数 (か所)	22	24	26

○積算根拠・背景等

延べ利用者数・利用者数は、平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

区内事業実施か所数は、過去の開設状況を踏まえて見込み量を算出しています。

【第1期、第2期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	2,631	2,895	3,102	2,554	2,603	2,631
	利用者数(人)	419	461	494	467	476	481
	区内事業実施か所数 (か所)	10	10	10	13	13	14
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	2,501	2,491	2,340	2,625	2,739	3,068
	利用者数(人)	447	456	453	519	571	596
	区内事業実施か所数 (か所)	10	12	12	13	17	20

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

(2) 放課後等デイサービス

就学している障害児に、学校の授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数(人日分/月)	4,240	4,596	4,982
利用者数(人)	540	596	658
区内事業実施か所数 (か所)	32	32	34

○積算根拠・背景等

(延べ利用者数・利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

区内事業実施か所数は、過去の開設状況を踏まえて見込み量を算出しています。

【第1期、第2期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	3,605	3,966	4,326	3,648	3,776	3,912
	利用者数(人)	350	385	420	456	472	489
	区内事業実施か所数 (か所)	18	18	18	22	22	23
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	3,507	3,627	3,636	4,317	4,680	5,202
	利用者数(人)	354	412	443	492	535	580
	区内事業実施か所数 (か所)	19	21	20	24	28	30

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

(3) 保育所等訪問支援

対象児が通所する保育園、幼稚園等に支援員が訪問し、集団生活のサポートや、対象児の成長、発達を保護者、保育士等と共有し支援します。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	269	278	288

○積算根拠・背景等

(利用者数)

令和3年度から令和5年度までの間の2年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

【第1期、第2期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	利用者数(人)	-	-	-	200	230	260
実 績	利用者数(人)	0	0	1	106	117	113

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

※ 区では、中野区療育指導事業運営要綱に基づく保育園等巡回訪問指導事業を実施してきました。このため、第1期計画では、保育園等巡回訪問指導事業の実利用人数を対象者数としています。

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、医療的管理下での支援が必要な障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数 (人日分/月)	5	5	5
利用者数 (人)	1	1	1

○積算根拠・背景等

過去の利用実績を踏まえて見込み量を算出しています。

【第1期、第2期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日分/月)	-	-	-	10	10	10
	利用者数 (人)	-	-	-	2	2	2
実 績	延べ利用者数 (人日分/月)	10	7	1	0	0	0
	利用者数 (人)	1	1	0	0	0	0

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

(5) 居宅訪問型児童発達支援

通所が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用者数 (人日分/月)	4	4	4
利用者数 (人)	2	2	2

○積算根拠・背景等

過去の利用実績を踏まえて見込み量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計 画	延べ利用者数 (人日/月)	-	-	-	24	32	40
	利用者数 (人)	-	-	-	3	4	5
実 績	延べ利用者数 (人日/月)	0	1	21	22	2	2
	利用者数 (人)	0	1	2	3	1	1

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

※ 平成30年度に新規に創設されたサービスです。

区では、中野区療育指導事業運営要綱に基づき、在宅訪問指導事業を実施しており、第1期計画では、在宅訪問指導事業の実利用人数を対象者数としてきましたが、第2期計画から、居宅訪問型児童発達支援の利用者数に変更しました。

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害や発達に課題のある子どもの状況を勘案し、障害児支援利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。

《サービス見込量》

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	202	241	286

○積算根拠・背景
(利用者数)

平成30年度から令和5年度までの間の5年分の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

【第5期、第6期計画実績】

※令和5年度実績は見込値

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画	利用者数(人)	-	-	-	150	158	170
実績	利用者数(人)	86	114	142	180	184	200

利用者数：月々の利用者数の一月当たりの平均人数

